

平成22年 第2回 定例会

# 田原本町議会会議録

平成22年6月8日

午前10時00分 開議

於田原本町議会議場

---

## 1, 出席議員 (15名)

1番 森井基容君	2番 安田喜代一君
3番 森良子君	4番 永井満智男君
5番 古立憲昭君	6番 西川六男君
7番 竹邑利文君	8番 辻一夫君
9番 吉田容工君	10番 植田昌孝君
11番 松本美也子君	12番 小走善秀君
13番 吉川博一君	14番 松本宗弘君
16番 竹村和勇君	

---

## 1, 欠席議員 (1名)

15番 上田幸弘君

---

## 1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長 松井敦博君 議事係長 植田知孝君

---

## 1, 地方自治法第121条の規定により出席した者

町長 寺田典弘君	副町長 森口淳君
総務部長 中島昭司君	総務部参事 石本孝男君
住民福祉部長 松田明君	生活環境部長 平井洋一君
産業建設部長 高村吉彦君	水道部長 吉川建君

総務課長	鍬田芳嗣君	監査委員	植宏君
教育委員長	里見大聞君	教育長	濱川利郎君
教育次長	松原伸兆君	会計管理者	東口豪君
選挙管理委員会 事務局長	駒井啓二君	農業委員会 事務局長	小泉義次君

---

平成22年田原本町議会第2回定例会議事日程

6月8日（火曜日）

○開 議（午前10時）

○一般質問

1. 12番 小走善秀 議員

町政運営について

2. 6番 西川六男 議員

田原本町を住みよいまちにするために

1. 田原本町地域公共交通総合連携計画について

(1) 「デマンドタクシーの導入」について

(2) 「観光地巡りを支援する交通サービスの導入」について

(3) 「国保中央病院線の利用促進」について

2. 利用者、家族の思いに立った介護事業を

・健全な介護事業の推進のために

3. 7番 竹邑利文 議員

1. 水道事業について

(1) 水道事業の広域化にできないか

(2) 耐震化はどうなっているか

2. 家庭用消火器について

(1) 消火器買替に助成できないか

3. 職員の町内居住対策について

(1) 町外居住職員は几人か

(2) 災害発生時の対応は

(3) 町内居住奨励策は

(4) 消防団員は何名おりますか

4. 9番 吉田 容工 議員

1. 市町村合併について

①将来的には市町村合併は有効な手段と考えておられるのか

本町の規模と地理的な位置から、将来どのような合併構想が有効と  
考えておられるのか

2. 住宅耐震診断補助について

①今年度の住宅耐震診断補助の要件はどうなっているのか

木造以外の構造住宅への対象拡大はいつからなのか

②平成20年度と平成21年度の建替え・耐震改修件数の実績はどうな  
っているのか

平成27年度目標達成は可能なのか

③期間限定ではなく、通年で受けつける制度にできませんか

平成27年度までに1,560戸を建替え・耐震改修をするためにどの  
ような取組をするのか

3. 特定健康診査について

①75歳以上の方や生活保護受給世帯の方の健診について、町はどのよう  
な責任を果たすのですか？

②特定検診を受診した方以外でどこまで活用しているのか

かかりつけ医の検査を活用しない理由は何か

③心電図や眼底検査、胸部レントゲン、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検  
査を追加で受けられるようにできないのか

④国の基準を超える費用は町が責任を持って「町の負担」とすべきではな  
いのか

⑤世帯全員が非課税の方については自己負担額を無料にしないのは何故か

⑥厚生労働省が示している人たちを確認して対象から外しておられますか

5. 5番 古立 憲昭 議員

児童虐待について

- (1) 本町における児童虐待の実態について
- (2) 連携体制について
- (3) 地域の方々の虐待に対する対処法の周知は  
マルチメディアダイジェットの活用について  
本町における今後の取組みは  
議員研修について

6. 3番 森 良子 議員

地上波テレビデジタル化の対応について

- ①地上デジタル放送支援の対象者は何世帯ですか
- ②これまでに、すでにデジタル化に対応された世帯は何世帯ですか
- ③申込期限7月2日までに日数はわずかです。どのような手順で対応されますか

- 総括質疑（報第5号から議第33号までの15議案について）
- 上程議案の委員会付託について
- 散 会

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

午前10時00分 開議

○議長（松本宗弘君） ただいまの出席議員数は15名で定足数に達しております。  
よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

日程に入ります。

---

---

### 一 般 質 問

○議長（松本宗弘君） 一般質問を議題といたします。

なお、質問については念のため申し上げます。会議規則第63条において準用する第55条の規定により、3回を超えることはできません。

それでは質問通告順により、順次質問を許します。12番、小走議員。

（12番 小走善秀君 登壇）

○12番（小走善秀君） 皆さん、おはようございます。議長のお許しをいただきまして、一般質問をさせていただきます。

寺田町長におかれましては、平成18年12月の就任以来、厳しい経済情勢の中で町民の福祉の向上と町勢の発展のため、優れた経営感覚を生かしながら不断の取り組みを続けてこられました。また公正・透明なまちづくりのため、町民からの意見の募集や情報の公開に努められるとともに、行政の機構をより機能的な行政組織に見直されるなど、行政体制の各般で改革を試みてこられました。ただ一部、新聞報道をされるなど不祥事もございました。また、入札に関し一部疑念を残す部分もありましたが、町政は総じて着実かつ堅実な歩みを続けており、その手腕に心から敬意を表するところでございます。

さて、3月の第1回定例会で本町の活性化に向けた6つの項目について、同僚議員からのどのように取り組み、どの程度目標を達成できたのかとの質問に対し、町長はそれぞれの項目について事業の進捗、今後の取り組みなど一定の方向性を示されたところでありますが、一方で「まだまだ諸課題が山積している状況」との認識を示されると同時に、「課題に対して自身として夢もあり、やっていきたいという思いとともに、やるべき責務もあると自覚しています」と答弁されました。あなたが常々言われている「行政にとって一番大切なことは継続であり、継続とは町民の

信用、信頼である」を政治信念として町政に取り組まれる姿勢は議会としても全く同感であり、今後のあなたの町政運営に大きな期待を寄せるところであります。

そこでお尋ねします。本年12月3日でああなたの1期目の任期が満了いたします。地域のことは地域が自ら考え、決定し、自らその責任を負う真の地域主権の確立が求められている中、新清掃工場建設の問題や唐古・鍵遺跡史跡公園整備と活用など、重要課題が山積する難しい時期であるがゆえに、私は4年間の経験を土台として、引き続きあなたに私たちの町、田原本町の舵取りをお任せしたいと考えてところであります。町長のご所見と、本町のまちづくりに期する思いをお聞かせいただきたいと思ひます。

以上で一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 「町政運営について」のご質問でございますが、その内容は私の町長選挙再出馬についてのお尋ねでございます。

私は3年あまり前、「住んでよかったまち 田原本」など6つのモットーを掲げ、多くの町民皆様方のご信任をいただき、町長に就任し、田原本町の未来への舵取りを任されてから今日まで、常に町の主役であり、今を生きる田原本町民の皆様とともに、明日を担う田原本の子どもたちのためのまちづくりを目指して、全身全霊で着実な町政運営に取り組んで参りました。過去3年半、議会議員各位、職員の皆様方の協力を得まして今日まで順調に町政運営を行えましたことは、さまざまな面におきまして町民各位の温かいご理解とご協力の賜物であると感謝いたしているところでございます。ご承知のように、ここ数年の我が国、社会経済情勢はまことに厳しく、不安定な状況にあります。加えて地方分権が進み、高度化・多様化する住民ニーズや時代の要請を自主的・主体的に対応・解決し、個性豊かで活力に満ちた魅力あるまちづくりを推進することが求められております。

顧みますと、町長就任当初に私が引き継ぎました駅前整備事業や唐古・鍵遺跡の史跡公園整備などの課題には一定の道筋がつき、次のステップにつなげる準備が整えられたと感じております。また、私なりに考えておりました「このまちに住んで良かった」と実感できるまちづくりを目指し、生活基盤の整備をはじめ教育、子育て

て、高齢者福祉、産業振興などの諸施策を進めて参りました。

議員から叱咤激励とともに褒めの言葉もいただきましたが、ご質問にもありましたように、この3年間で一定の成果や方向性を示せたものもございしますが、まだまだ諸課題が山積しており、本年度は就任1期目の集大成として全力で取り組んでおるところでございます。

私事ごとで恐縮ですが、昨年体調を崩し休暇を余儀なくされ、議員各位をはじめ町民の皆様にも多大なご心配とご迷惑をおかけいたしました。今は健康も回復し、改めて健康保持に万全を期して町政運営に取り組むことを強く決意しているところでございます。そのようなことから、議員各位をはじめといたしまして、広く町民の皆様方のご支持をいただけますならば、「共に幸せを感じられるまちづくり」の実現に向けて、引き続いて町政を担当させていただきたいという思いをしているところでございます。

今後とも、議員各位の温かいご支援、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。12番、小走議員。

○12番（小走善秀君） ご答弁ありがとうございます。

ただいま町長から今後の町政運営について、力強い決意表明を伺いました。我々は町長を信頼し、期待しております。失敗をおそれることなく、一部の利益でなく、田原本町の、そして町民全体の利益のため、きれいな町政を目指していただき、今後とも健康にご留意いただき、ますます町政発展のためご活躍くださいますようお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（松本宗弘君） 答弁よろしいですか。（「はい」と小走議員呼ぶ）

以上をもちまして12番、小走議員の質問を打ち切ります。

続きまして6番、西川議員。

（6番 西川六男君 登壇）

○6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、町民の皆様を代表して質問いたします。

ご存じのとおり国の政治情勢が大きく混迷しております。「4年間で5人も社長が交代せざるを得ない会社があったとしたら、社長の資質というよりも企業統治に

問題がある」といったミニブログ、ツイッターのつぶやきの声も見られます。この混迷で重要法案とされました今国会で成立を目指す郵政改革法案と、労働者派遣法改正案などの審議日程は一段と窮屈となり、その他の国民生活に影響する法案の審議や成立の見通しが国会の延長なしでは立たなくなってきました。国際的にはギリシャ問題を契機とした深刻なソブリンリスクの問題や北朝鮮問題など国際問題が山積し、また国内的にも安全保障問題や口蹄疫問題などが山積する中での政治の混迷は、国家としての日本の存在に大きな不安を国民に与えております。今後この国の政治の動向を注視しながらも、田原本町としては町民の皆さんの目線に立った住みよい田原本町をつくるために、寺田町長の言葉で言えば、あこがれのまちをつくるために地道で着実な町政運営を行っていかねばなりません。この観点から私は、通告書に基づきまして質問をしたいと思います。

最初に、田原本町地域公共交通総合連携計画について質問いたします。

これまで私は議会で、高齢社会の進行などにより、いわゆる交通弱者の皆様にとってやさしいまちづくりをするために、コミュニティバスなど移動手段の確保を行うべきであると提案して参りました。そして国や県の補助金を活用して、田原本町における地域公共交通について検討するため、法律に基づき地域公共交通活性化協議会が22名の委員を任命し、平成21年3月に設置されました。この協議会で検討された内容が、平成22年3月に田原本町地域公共交通総合連携計画として策定されました。この計画では未定の項目が多い中で、これから8月実施に向けて今後具体的に検討し実施計画が決定されますので、この事業が田原本町の移動手段を必要とされている方々にとって役に立ち、喜ばれる施策になり、また町の活性化にも繋がる施策にするために、これから9点の質問と提案を行います。

まず最初に、デマンドタクシーの導入について質問いたします。

1点目、なぜ予約制の停留所固定型デマンドタクシーに決定したのか。この計画を策定するために、住民のニーズを把握するために実施されましたアンケートによりますと、従来のタクシー利用に対してタクシー券などによる補助をするサービス方式を希望する方が17.9%です。これは予約による乗り合いタクシー型のサービス方式を希望する方の14.5%や、町内を運行する循環型サービス方式を希望する方の10.4%よりも多くなっております。このタクシー券などのサービスを



実施すれば、町民の皆様からの一番希望の多い福祉医療施設や町の中心部への移動手段として活用できると考えられます。なぜ一番希望の多かった従来のタクシー利用に対してタクシー券などによる補助をするサービスや、コミュニティバスなどによる循環型サービスではなく、予約制・停留所固定型デマンドタクシーを町民の皆様様の移動手段として決定されたのか、協議会で論議されたであろうその理由について町民の皆様にご説明をいただきたいと思います。

2つ目に、利用者について質問いたします。

広報の5月号に、デマンドタクシーの実施に向けた町民の皆様への記事が掲載されました。この内容について、多くの町民の皆様からご意見や提案をいただきました。その中で、利用できる人について「町内在住者で、ひとりでタクシーを乗り降りできる人、小学生未満は保護者同伴」の条件が明示されております。この「ひとりでタクシーを乗り降りできる人」という条件は、身体に障がいを持つ方や、時には高齢の方、あるいは妊婦の方などを排除することにもなるのではないかという意見をいただいております。福祉タクシー・介護タクシーの利用者以外の方々に付き添いの要る人も利用できるようにするなど検討すべきであると考えます。この点についてどのように考えておられるのか、見解をお聞かせいただきたいと思います。

3つ目、事前の登録制について質問いたします。

なぜ事前に登録する必要があるのか。町民の皆さんがいつでも、どこでも、だれでもが移動手段として利用できる地域の公共交通にすべきではないでしょうか。また、登録申請する場所や方法はどのようにお考えでしょうか。タクシーに乗るために事前の登録制をとられる理由をご説明いただきたいと思います。

4つ目に、運行方法について質問いたします。

乗車の場所、時刻、目的地など、実際に実施すればいろいろな組み合わせになる多様なケースが考えられます。それを想定して、何台走らせるのかなども含め、デマンドタクシーの運行方法をどのように考えておられるのか説明いただきたい。私は運行路線につきましては、路線を固定する考えよりも計画案で提案されていたように、「運行予約者が乗り合いにより目的地まで運行。路線は固定せず、予約者の乗車位置をもとに運転手が判断」の方法が妥当で現実的であると考えます。デマンドタクシーの利用者からの想定される最大の苦情は、乗り合い方式のため自分の行

きたい目的地まで遠回りすることにもなり、時間がかかることだと考えます。地域の道路事情などに精通しているタクシーの運転手が「安全に・早く・最短距離を」適切に判断するのが私は妥当だと考えます。この私の意見についての見解をお願いいたします。

5つ目に、停留所について質問いたします。

集落について1～2カ所程度になっておりますが、考慮されていますように集落によって形状やお住まいの方々の年齢構成などが異なっております。またタクシーの場合ドア・ツー・ドアを追及されており、この設置される停留所はタクシーが走って行ってお客様を乗せる場所の目印のためのものであり、何カ所と規定せず、住民の皆さんが出やすい場所として公共の施設やスペースの確保できる場所など、住民の皆さんの希望に基づく自治会の要望に委ねるべきだと私は考えます。アンケート結果にも示されておりますように、事業の実施の最低条件として一番希望の多い「停留所まで5～10分以内」を配慮しながら、可能な限り停留所を多く設置して高齢者、妊婦や障がいをお持ちの方々など、利用者の負担の軽減を少しでも図るべきだと考えます。お考えをお示しいただきたいと思います。

6つ目に、運行日、運行時間について計画書では未定とされた理由についてご説明をいただきたいと思います。

アンケートの結果によりますと、目的別の外出頻度では買い物目的が週1回以上と回答した人の割合が約60%で、そのうちの12.7%の人が毎日出かけると回答しておられます。また外出の曜日では、買い物を中心に平日と回答した人が36.8%、主に土・日・祝と回答した人が30.4%、どちらも買い物に出かけるとした人が32.8%であり、土・日・祝も多くの方々が出かけられております。また土曜日に診察されている医療機関もあり、そのための通院手段が必要であり、土・日・祝も運行すべきと考えます。策定されました当初の計画案では平日のみ、その後の計画書では未定になっておりますが、土・日・祝も運行すべきであるとする私の提案について、お考えをお示しいただきたいと思います。

7つ目、料金について質問いたします。

国民の所得が減少し、高齢者の増加により年金での生活者が増えております。移動手段の確保に対する財政の負担については3月議会で町長の説明の中にもありま

したように、厳しい財政事情の中で継続可能なものを実施すべきであり、税金50%、利用者50%を負担するという意見が38.2%と一番多かったアンケート結果は、私は健全な意見だと考えております。そのため、策定されました計画案の大人300円、小学生以下の小人150円、3歳未満無料が妥当であると私は考えますが、計画では未定になっております。どのように考えておられるのか、メーター制の導入の考えも含めてご説明をいただきたいと思います。時間がかかる路線バスよりも便利、タクシーよりも安いというデマンドタクシーのメリットを費用対効果の観点から最大限追及していただきたいと思います。

次に、観光地巡りを支援する交通サービスの導入について質問いたします。

このサービスに対する運行費や料金等が明示されておりませんが、具体的にはどのような交通サービスを考えておられるのか、ご説明をいただきたいと思います。

最後に、国保中央病院線の利用促進について質問いたします。

このバス路線の運行にかかわっては、その経費を奈良交通、国保中央病院、そして田原本町が負担しておられるのではないかと私は考えますが、現行のバスの運行に対する経費のそれぞれの負担割合及び負担金はそれぞれいくらか、また今後どのように利用促進と輸送効率化を図ろうとしておられるのか、説明をいただきたいと思います。

次に、利用者、家族の思いに立った介護事業を、健全な介護事業の推進のために質問をいたします。

平成22年3月議会で寺田町長は、認知症高齢者や一人暮らし高齢者の増加を踏まえ、支援や介護を必要とする状況になっても住み慣れた地域での生活が継続できるよう、身近なところで利用できる地域密着型サービスの提供のため、小規模多機能型委託介護施設及び認知症対応型生活介護施設各1施設の整備などに助成を行い、介護サービス基盤の整備に取り組むと述べられております。

このことにかかわって、基本的な事項について質問をいたします。細部につきましては委員会で質問したいと考えております。

私はこれまで高齢社会の進行の中で特別養護老人ホームの設置や誘致を提案し、国保中央病院に併設してはどうかとの提案をして参りました。高齢社会の進行の中で、介護を必要とする方々はますます増えることが予想される社会構造になってき

ております。奈良県の高齢者福祉計画及び障がい者計画を策定するために行った調査によりますと、介護者の2割以上の方が「自分も高齢になり介護が困難」と老老介護の実態や、「気持ちや体を休める機会がない」と介護疲れの様子が調査結果に顕著に表れております。そのため今後県では、穏やかな老いの実現や介護保険制度の着実に円滑な運営などを市町村との連携により構築するとしておられます。これらのことから、今後認知症高齢者への対応の充実などが進められるものと考えます。その意味で今回の地域密着型サービスの提供のため、小規模多機能型委託介護施設及び認知症対応型生活介護施設の各1施設の整備などに助成されるのは、適切な施策であると私は考えております。これらの地域密着型サービスにつきましては、介護保険法により市町村が指定を行うことになっております。市町村が施設を指定する場合、町が募集を行い、応募していただいた事業者の事業計画を審査し、整備可能の確認後事前相談を行い、申請書を提出していただく。その後田原本町包括支援センター運営協議会が選定協議を行い、その結果に基づいて町が指定を決定するというふうになっていると聞いております。その後開所することになりますけれども、指定したものとして、また町民の皆様から納めていただきました介護保険から事業者へ支出するものとして、適切にサービスが提供され、設備及び運営の基準に違反するようなことがないのか、利用者や家族に不満や苦情はないのか、不正請求や虐待がないのかなど、その実態を掌握し、指導や協議を行うことが法的に定められております。田原本町として利用者、家族の願いに立った介護事業を実施し、事業所の健全な運営のためにどのように具体的に取り組んでおられるのか、お答えいただきたいと思っております。

以上、再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

（副町長 森口 淳君 登壇）

○副町長（森口 淳君） それでは6番、西川議員の一般質問の「田原本町を住みよいまちにするために」の1番目、「田原本町地域公共交通総合連携計画について」、順次お答えを申し上げます。

まず1点目のデマンドタクシーの導入につきまして、1項目めの予約制・停留所固定型デマンドタクシーに決定した理由につきましては、導入予定のデマンドタク

シーは乗り合いであり、運行時間の設定、タクシーの乗り入れ場所等、効率的、合理的に運行することから時間及び場所につき余裕が必要なため、予約制・停留所固定型といたしたところでございます。

次に2番目、利用者について福祉タクシー・介護タクシー以外の方々に付き添いの要る人も利用できるようにとのご提案でございますが、現時点では介護者同伴の場合につきましては利用していただくことと考えております。ただ、車椅子をご利用の方につきましては、現行の福祉制度での対応と考えております。

次に3番目、事前の登録制についてでございますが、登録申請場所につきましては事業主体である商工会で、郵送及びファックス等にて受け付けていただきますが、役場などでも受け付ける考え方をいたしております。現在実証運行について8月中に実施を目途に、詳細について関係機関と協議を重ねているところでございます。この間の利用者の方々の事前把握、ニーズの把握と分析、加えて効率よく運行計画を立てていただくことや、継続的な利用を考慮した結果、事前登録制を選択いたしましたところでございます。

次に4番目、運行方法につきましては、運行台数と運行方法については、まず運行台数は運行するタクシー事業者の車両数及び現在の営業実績を踏まえ、また利用者の希望時間帯や利用者の分布状況も確認しづらいことから、まず1台から出発したいと考えております。運行方法につきましては町内、東西南北4ゾーン周回方式で、ルートを固定しない方式を考えております。

次に5番目、停留所につきましては、過日の自治連合会の総会におきまして自治会長に停留所の推薦のご依頼を申し上げたところでございます。現在推薦に基づきまして、停留所間の距離等につき調整を行っているところでございます。

次に6番目の運行日、運行時間について計画書で未定としていることにつきましては、国へ計画書を提出し、承認を得た後の変更についてはその都度法定協議会で議決を経るなど、一定の変更手続きが必要でございます。実証運行につき支障を来すことも考えられることから、諸事情により変更を余儀なくされやすい事項については、一般的に実施計画に委ねる方法が良いとされていることから、このような項目につきましては未定といたしているところでございます。また、本町でのデマンドタクシーにつきましては現行の公共交通を存続、維持しながら駅周辺以外の公共

交通不便地域を補完する目的で実証運行するものであることから、現在のところ平日のみの運行を考えております。

また7番目の料金につきましては、町内均一料金で現行タクシーの基本料金の半額程度で検討いたしております。

2点目の観光地巡りを支援する交通サービスの導入につきましては、遺跡や寺社仏閣等観光地、文化施設巡りを行う乗り合い観光タクシーを近鉄電車とも連携をしながら、商工会、観光協会など関係機関と更に協議、検討を深めることにいたしております。

3点目の国保中央病院線の利用促進につきましては、現行のバス運行に対する町の経費負担と今後どのように利用促進と輸送効率化を図ろうとしているのかにつきましては、まず町の直接の経費負担はございません。今後、現在のただ一つのバス路線を維持していく方向で、バスとデマンドタクシーとの連携や需要に応じた車両の導入、バス停の設置可否、集落内運行などについてさらに検討を加えたいと考えております。

いずれにいたしましても、デマンドタクシーは既存のタクシーと路線バスとの役割、すみ分けが必要でございます。デマンドタクシーが既存の路線バスを廃止に追いやったり、タクシー業界の経営を圧迫するものであってはならないと考えます。

3年間の実証運行期間におきまして、利用者のニーズや運行者の体制、対応、車両台数、時間帯、行き先、利用人数など実証運行を行いながら、アフターアンケートを実施するなど検討を重ね、改める部分もあります。必要なものはできる限り反映するなど、利用面からも財政面からも持続可能な公共交通の運用を図って参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） 西川議員のご質問にお答えいたします。第1番目の田原本町を住みよいまちにするために、第2点目の利用者、家族の思いに立った介護事業をの1つ目の健全な介護事業の促進のためについて、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護、いわゆる地域密着型サービスの指定、並びに施

設への実態把握や指導についてのご質問でございますが、地域密着型サービスの指定につきましては、今年第1回定例会におきまして古立議員のご質問にお答えいたしました。昨年8月参入事業者の募集を行い、ヒアリング等を実施し、地域包括センター運営協議会における選定協議の結果、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護施設の各1施設を指定し、平成22年度中に整備の助成を行い、開設させる予定でございます。また施設への実態把握や指導につきましては、介護保険サービス事業所等に対して行う実施指導や施設指導監査のほか、利用者や家族からの声も聞きながら日常生活など実態把握とともに適切な指導に努めて参りたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

- 議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。
- 6番（西川六男君） ご答弁ありがとうございました。

私がこの地域公共交通の総合連携計画につきまして質問や提案を今回行いましたのは、この後実施計画が策定されるわけですが、その具体的な内容が決まっただけでは遅いと考えましたので、町民の皆さんの声や要望などをもとに質問をいたしました。移動する手段の方法としては、本町には先ほどご指摘もありましたように、タクシーの会社も多くある点や、道路が狭いなど地理的条件、あるいは費用対効果など総合的に判断して町民の皆さんのニーズに合った継続可能な移動手段の確保という観点から、今回協議会として決められました乗り合い型のデマンドタクシー方式、これは私も妥当であると考えております。事務局も具体的な実走のためにいろいろ関係機関などとの折衝、対応にご苦労いただいたことに対してお礼を申し上げます。

先ほど私の質問に対して町の考えをお示しいただきましたが、もう少し細かい部分についてお聞きしたい部分もありますけれども、その中で時間の関係もありますので、国保中央病院線について5点質問をしたいと思っております。よろしくお願ひします。

ご存じのように国保中央病院の経営が大変厳しい状況で、田原本町から昨年度9,926万円、本年度は約2倍の1億8,700万円、4町で合計4億2,190万円の負担金を支出しております。このように補助金をあてにした形ではなくて、今

進められております改革プラン、それ以上の病院自身の経営努力や事業の見直しなど、さらに厳しく実施して経営の改善を図るべきだと考えます。この国保中央病院線の1日平均乗車人数は1便当たり0.8人、これは当然赤字だと考えます。奈良交通も本年度の3月決算は減益、減収であり、いつまでも奈良交通にご負担をかけるわけにもいきません。この路線につきましては協議会の論議の中でも取り上げられておりますけれども、構成する4町から巨額の負担金を受けている国保中央病院として、主に職員の移動手段として運行しているのであれば、職員の通勤手段を自動車などの利用に本人や病院が考えて、そして経費軽減を図るべきだと考えます。そして1便当たり0.8人、これは空気を運んでいることとなりますので、これをデマンド交通の新しい交通システムの実施に当たり、デマンドタクシーをご利用いただくよう、そしてバス路線を廃止することを私は国保中央病院に提案すべきだと考えますが、この点について答弁をいただきたいと思います。

2点目の質問をしたいと思います。審議の中で引き続き国保中央病院線を継続し、デマンドタクシーの目的地から国保中央病院を除外せよという委員の意見がありましたけれども、デマンドタクシーの目的地から国保中央病院を除外した場合、例えば満田や佐味の人たちは直接国保中央病院へデマンドタクシーで行くことができなくて、駅前に出て、バスに乗りかえて国保中央病院に行くこととなります。私は地域の拠点病院として国保中央病院をデマンドタクシーの目的地に当然入れるべきと考えます。そのことでバスの1便0.8人の方々的人数よりも通院の方の人数が増えれば、経営の改善にもつながるのではないかと考えます。このデマンドタクシーの目的地に国保中央病院も当然入れるべきであるという私の意見について、どのようにお考えか、お答えをいただきたい。

3つ目にお聞きいたします。計画に明記されておりますように、事業主体が奈良交通から協議会に変更になれば、協議会が国保中央病院にかわってバスの事業を行うことになり、協議会への国や県の補助金を使って、協議会が奈良交通と事業を展開することになるのではないかと解釈いたしますけれども、この点はいかがでしょうか。国では再生総合事業につきましても昨年事業仕分けの対象となり、補正予算で69億円計上されていたものが、平成22年度は44億円と大幅に予算が減少しております。本年度行われます計画事業の予算では、運行経費としては国から補助



が予算の2分の1、さらにその40～50%にと削減され、残りをすべて自治体負担になるようであります。また運行経費以外でも国の補助は10分の1と、より一層厳しくなり、10分の9を自治体負担になると言われており、今後厳しい予算となるようであります。このような情勢の中で協議会としては、観光地巡りを支援する交通サービスの導入など実施する事業を精査する必要があると考えます。私は国保中央病院線について、事業主体はあくまで国保中央病院と奈良交通にすべきであると考えますが、この点についてご説明をいただきたいと思ひます。

4つ目に、この国保中央病院線の運行主体について計画案では、奈良交通となっていましたけれども、その後つくられました計画ではバス事業者に変更されております。奈良交通以外の緑のナンバーの車両を持っているほかのバス会社の参入も考えておられるのでしょうか。

5つ目にお聞きをしたいと思ひます。計画の案では、事業概要について次のようになっております。町内唯一のバス路線である国保中央病院線の輸送効果率、経費削減を図る方策として現在の需要、1台0.8人に応じた車両サイズに切りかえる、また西田原本駅から国保中央病院のバス停間におけるバス停の新設や、集落内の運行によって病院送迎以外の需要の対応を図る、運行車両はワンボックス車等の小型車両、料金、ダイヤは現行の料金、ダイヤを踏まえ、状況に応じて見直しを図る、と計画案で述べられております。この方法はもし諸般の事情で国保中央病院線、これを継続運行する場合、田原本町としてとるべきことは、私は次善の策だと考えております。最善の策は、デマンドタクシーの導入により国保中央病院への町民の皆様様の通院の手段は確保できることとなりますので、田原本町など4町が共同設置しています国保中央病院が改革による経費削減のために、国保中央病院への路線を廃止するのが私はベストだと考えております。しかし、もし諸般の事情で国保中央病院線を継続運行する場合であっても、計画案の示す次善策を実施するように自治体財政健全化の観点からも田原本町として積極的に提案すべきであると考えます。この点について答弁をいただきたいと思ひます。

なお、ご存じのように現在全国的に都道府県や市町村が運営する自治体病院が独立行政法人に移行する動きが加速しております。国保中央病院の運営に参画されている方々の真摯な検討を期待したいものであります。

以上5点、回答をお願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（森口 淳君） 再度のご質問にお答えをいたします。6点あったように思いますが、特にご懸念をいただいております国保中央病院の経営の問題も合わせて、公共交通のバスの運行等についてもご心配をおかけしていることに感謝申し上げますところでございますけれど。

まず1点目の国保中央病院の改革プランにつきましては、今の計画では夏、8月の終わりごろにこのプランに基づきます評議員会を設置を関係町村の委員を選出いたしまして、この改革プランに基づく協議がなされるように聞いております。それとあわせまして、国保中央病院が平成5年に開業いたしました。この時分から奈良交通に対しますいわゆる負担金、こういうものは支払いを病院側からいたしておるところでございますが、ちなみに昨年の場合については約900万円弱の負担を強いられているところでございます。細かく言いますと、奈良交通が請求いたしますのは年間1,200万円と聞いております。それから収入を引きまして約900万円弱ということをお聞かせいただいております。

それから特にバスの中央病院との運行につきましては、田原本だけではなく、ここはいわゆる加入して三宅町も、川西町も、あるいは広陵町も関係してくるわけでございます。参考に、広陵町におきましては最近大型店舗が出店をいたしました。これとあわせて公共交通の立ち上げを計画をされているようでございます。これにつきましてはタクシーになるのか、いわゆるマイクロバスになるのか今のところ未知数でございますが、そういう計画が広陵町でもなされているというところでございますので、田原本といわゆる国保病院だけのバスの運行ではないということをお我々は理解をしております。あと、いわゆる三宅、川西から国保病院に来ます道路そのものが大変狭隘でございますので、その道路のいわゆる運行道路の確保、そういうものも考えていながら今後検討していくべきではなかろうかなと、このように考えます。

もう一つ、直接ご質問のお答えになるかどうかわかりませんが、今まで運行しておりました高田からいわゆる百済まで、あるいは高田から櫃原までという、そういう運行路線もすべて廃止をされておりますので、今後それにかわるものとして広陵

町も今立ち上げられておりますから、私どももその国保病院、あるいは田原本町駅前についてのバスの運行路線についても新しく、いわゆる停留所を設置するとか、あるいはダイヤの改正そのものも含めて今後検討していくべきではなかろうかなど、このように考えます。大変大まかな説明でございますが、あと抜けておりますところはまた担当のほうから説明をいたさせますので、よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 抜けてませんか。（「はい」と西川議員呼ぶ）

6番、西川議員。

○6番（西川六男君） また具体的な中身につきましては、担当されている事務局等にお聞きをいたしまして、今後実施計画が立案をされますので、その前にまた私の町民の皆さんからお預かりしている意見をお話をさせていただいて、また反映をしていただければ大変ありがたいと思います。時間の都合等もございますので、1点だけ、私の意見を申し上げておきたいなと思います。

先ほどの副町長さんの回答の中にもございましたけれども、今後この実施計画をされる場合タクシーと、それから現在走っている路線バス、そしてデマンドタクシー、これのすみ分けをやはりきちんとすることが必要ではないかなというふうに、全体を読ませていただいて思いました。町民の皆さんに具体的にそれを提起をいただくように今後お願いをしたいと思います。

もう1点、協議会の議事録を読ませていただきまして、その議事録を見た限りでは奈良交通、タクシー協会等の方々のご意見が、積極的なご意見が目立つように感じます。しかし利用者、あるいは経費削減、財政削減の観点からの意見が私は少ないように思います。私、機会あるごとに申し上げておりますけども、障がいをお持ちの方や福祉関係者、あるいは利用者である町民の意見を積極的に代弁をして、町民の皆さんにとって役に立つ、喜んでいただける、そういう施策をするためにやはり当事者の方、あるいは一般公募を行うなど、そういう形をとるといことも今後、1年目は別として2年度以降の検討の中に加えていただければ大変ありがたいというふうに考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。要望としておきます。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして6番、西川議員の質問を打ち切ります。

続きまして7番、竹邑利文議員。

（7番 竹邑利文君 登壇）

○7番（竹邑利文君） 議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

1、水道事業について。

水道事業の苦しい会計が続いている。今後は生活水準の向上、産業経済の進展等に伴う水需要に対応するため、水道水の安定供給をさらに図っていくことが必要である。安心して飲むことができる水道水を確保するために施設の整備、維持、管理や河川汚濁防止措置等によるきれいな水源の確保など、水質保全、管理に対する取り組みが必要であるが、現状で需要増が見込めない、自己水の濁水も見受けられる、そのために水道施設の共同発注、人員削減する、また東南海地震に備えてライフライン確保のため、本町の水道施設、1. 浄水場、2. 配水池、3. 水道管の耐震化等考えて2点お答え願えますか。

1、水道事業の広域化にできないか、2、耐震化はどうなっているか、よろしくご答弁お願いします。

2番目、家庭用消火器について。

各家庭で消火器を備えていてもほとんど使う機会がありませんので、いざというときに扱い慣れていなかったり、薬剤が古くなったり、また本体が腐食して爆発事故が多発しております。こうしたことから、防火や防災の意識を高めるとともに消火器に関心を持ってもらうため、消火器の購入に対し補助をする制度を設けようではありませんか。一般家庭を対象に1世帯1本が原則で、補助額は消火器の大きさによって異なりますが、町民の半額負担でどうですか。防火に対する意識を高めるとともに、万全の備えをするといった点からも有効な施策なので、本町においても導入すべきと考えますが、本町はいかがお考えですか、お答えください。

3番目、町職員の町内居住対策について。

町が定住化対策として種々の施策を実施している中で、我が町の職員でありながら町内に居住していない職員がおり、町民税はもちろん、消費などに大きな影響を与えていると思います。

1点目として、町外居住の職員は何人いるかお伺いします。

2点目として、大きな災害が発生した場合、職員の招集の遅れなどの業務に支障が出るのではないかと心配しておりますが、そのような問題についてどのようにお考えかお伺いします。

3点目として、居住の自由については憲法に保障されているので町内居住を義務づけることはできないのは承知しておりますが、町内居住について何らかの対策を行っているかお伺いします。また、町内で家を建てた職員についても住宅手当の増額措置等を実施している町村もありますが、そのような制度を検討するお考えはないかお伺いします。

4点目、町職員の消防団員は何名おりますか。

以上、よろしくお答えください。

○議長（松本宗弘君） 水道部長。

（水道部長 吉川 建君 登壇）

○水道部長（吉川 建君） 7番、竹邑利文議員のご質問の1番目、「水道事業について」お答え申し上げます。

第1点目、水道事業の広域化はできないかについてでございます。

一般的に市町村水道事業の広域化は、一貫して運営基盤の強化を目的とした事業統合でありましたが、水道事業者への影響が小さい等の条件が揃わないため、市町村合併以外は進んでいないのが実情であります。国においては平成16年6月、水道を取り巻く環境の変化に対応する水道ビジョンを策定し、水道関係者が水道の将来像について共通認識を持ち、役割を分担しながら連携して取り組める水道の運営基盤の強化策として、地域の実情に応じて企業統合・管理の一体化・共同経営等多様な形態の広域化を進める新たな概念の広域化の推進を主要施策に掲げ、推進が図られています。奈良県も県営水道計画や県域水道ビジョンの策定の取り組みがなされ、案の段階であります。県営水道と市町村水道が補完・競合から連携の時代へ、水源の適正利用や業務の効率化について検討がなされております。現在は人口の減少、節水意識等により水道水の需要は減少する一方ですが、安全、安心な供給が求められ、水道施設の老朽化対策、耐震化対策が懸念されるところであります。本町も同様で、財政的に厳しい状況でございます。

このような状況下で、本町水道事業の広域化は運営面、経営面から有効な手法と認識いたしておりますが、地方公営企業法適用事業で独立採算性を取る必要から、事業体間の財政事情やサービス面の格差等があり、合意が得られにくく、事業統合は難しいものと判断します。しかし規制緩和で広域化概念が掘げられ、経営の一体

化、管理の一体化、施設の共同化は可能となっています。奈良広域水質検査センター組合の共同事業化のように、実施可能な広域化については今後の検討課題とさせていただきます。

第2点目、耐震化はどうなっているかについてでございます。

本町水道施設は平成18年度に浄水場内の主要施設の耐震診断を実施いたしました。その結果、耐震性が不足する施設は自家発電棟・管理棟・ポンプ棟・配水池であり、計画的に耐震対策を実施してきているところであります。その経緯を申し上げますと、いずれの施設も増杭補強が有効であるが、周辺に処理施設や埋設管等があり、増杭施工は不可能という判断がなされました。自家発電棟は、せん断破壊ではなく曲げ破壊であることから、杭の支持力は確保され、運転に支障のある不同沈下が発生するおそれが少ないとの診断から、耐震補強は実施しておりません。ポンプ棟及び管理棟は平成20年度に耐震補強工事を実施しました。ポンプ棟につきましては外壁破壊を防ぐため外壁を耐震工法により、管理棟につきましては南海・東南海地震時にも倒壊は避けられる工法として耐震壁の設置や建具の取り替え等を行い、最低限計装管理室にある水道部の中枢機械を守る工事を実施いたしました。

配水池の耐震補強は、今年度実施を予定するものでございます。配水池の本体及び基礎杭についての補強が必要であるが、杭の補強については先ほども申しましたが不可能であり、仮に震度6以上で杭が破壊してもタンク本体は転倒、滑動が生じないことから、タンク本体の補強が望ましいと診断され、実施いたすものでございます。補強方法は高さ7メートル、厚さ15センチメートルのコンクリートの増打をする予定でございます。

次に、配水管の耐震化は現在のところ実施いたしておりません。配水管更新は従前より申し上げているとおり、当分の間は下水道事業に伴う補償工事及び改良工事等により実施していくことといたしております。以後財政状況を踏まえ、重要幹線等全体設計を委託し、計画的に実施して参りたいと考えているものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

（総務部長 中島昭司君 登壇）

○総務部長（中島昭司君） 私のほうから竹邑利文議員のご質問の2番目、「家庭用

消火器について」の消火器の買い替えに助成できないかについてお答えをいたします。

住民が安心して暮らせるまちづくりを進めることは行政の最も基本的な、重要な役割でございます。建物火災のうち住宅火災が占める割合は全体の約60%で、本町の平成20年度の建築基準法第15条第3項の規定に基づく火災発生件数は2件、平成21年度は1件、今年度は5月末現在で1件でございます。住宅火災の出火現場に居合わせた場合に重要なのは通報、初期消火、避難が原則でございます。初期消火の重要性は議員ご存じのように広く知られているところでありますが、そのため各家庭に消火器を設置していただきますように、磯城消防署などでも住民の皆様をお願いをしているところでございます。

消火器購入等に伴う助成制度につきましては、平成22年第1回定例会で松本美也子議員にお答えいたしました火災警報器設置と同様に、一人暮らし高齢者の方など、あるいは要援護者の方などへの補助制度はございますが、消火器の購入、薬剤詰め替え及び火災警報器の設置は自己の責任をお願いをいたしたいと考えております。各住宅への助成は考えておりません。今後とも住宅防火対策の推進につきましては、住宅用防災機器等の有効性と設置について、不正な訪問販売の被害に遭わないようにという注意も促しまして、普及啓発に努めて参りたいと考えております。

次に、3番目のご質問の「職員の町内居住対策について」お答えいたします。

まず1点目の町外居住の職員は何人いるのかにつきましては、平成22年の6月1日現在の町職員数は278名でございまして、町内居住は144名で全体の52%、町外居住は134名で全体の48%でございます。

次に、2点目の災害発生時の対応につきましては、町民の安全確保は町が主体となります。本町で大規模な災害が発生し、または発生の恐れがある場合に、昨年度見直しました田原本町地域防災計画に基づきまして、できるだけ早く所定の配備につき、迅速な災害応急対策がとれるように職員が行うべき初動対応につきまとめた「職員災害初動マニュアル」を作成をいたしました。職員は常に災害発生前から注意報、警報等の発表状況、気象状況の変化及び前兆現象等の情報に注目し、いつ動員されてもすぐに配備できる体制をとっております。

次に、3点目の町内居住奨励策につきましては、職員の町外居住者が町内で住居

を持ちましても、住居手当の増額は考えておりません。

次に4点目の職員の消防団員は何名おられるかということでございますけれども、6月1日現在の消防団員は93名でございます。そのうち町職員は12名で全体の約13%でございます。今後とも町は田原本消防団と連携し、地域住民の被害軽減及び安全確保に努めて参りたいと考えております。

以上答弁といたします。よろしくお願いをいたします。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑議員。

○7番（竹邑利文君） ご答弁ありがとうございます。

平成23年度より上下水道合併と町長は言明されているが、需要等は見込めるかどうか。県水一本にはもうできないわけですか。だから私が考えるには、需要増をするためには、国保中央病院に人工透析のベッド数を増やすわけにはいきませんかでしょうか。檀原市のある透析病院でも、水道水だけでも月60万～80万円払ってします。だから透析ベッドを増やすということは水道量の使用も増える、国保中央病院の実績も上がる。要するに透析患者は年間やっぱり600万円かかりますから、その点またひとつよろしく頼みます。

それで耐震化に関しまして、第三次総合計画には全く載ってませんね。だから再返答お願いしたいのは、需要を見込める方策をどうしているか。国保中央病院に人工透析ベッド数を増やせるかどうか、再返答をお願いします。

2番目の質問に関しまして、粉末の詰め替えを思っておったんですが、粉末の詰め替えで1本4,500円かかります。だから4,500円かかるのだったら、標準サイズで定価1万5,000円あまりかかるけど、町内の業者はもう4,000円以下で売ってます。参考に私ども自治会で一応耐用年数8年経過した分を出してもらったら、2%出ました。仮に町内1万1,000世帯で半額2,000円の補助をすれば、2%で44万円という金額になりますので、その辺どうかなということをもた返答お願いできますでしょうか。

3番目の質問ですが、臨時及び日々雇用、職員の採用時は町内外は考慮に入りますか。で、今現在、第1分団のサイレン鳴れば、町の職員が何名出動できますか。

この町内居住対策というのは、全く何も今現在はしておりませんか。その辺ちょっと再度ご返答よろしくをお願いします。



○議長（松本宗弘君） 副町長。

○副町長（森口 淳君） 国保中央病院の透析用のベッド数を増やせないかということですが、私もまだその辺は知識不足でございます。病院の現状なり、透析のシステムをわかっておりませんので、私どものご意見としてお聞きをいたしておきます。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 4点ばかりのご質問がございましたけれども、まず最初に消火器の詰め替えでございますけれども、これは参考意見として私ども考えていきたいなという思いでございますけれども、答弁にありましたように自己の消火器につきましては各自ご用意をいただきたいと、こういう方針には変わりはないでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それと日々雇用職員は町内だけかということでございますけれども、日々雇用職員につきましては町長部局の職員につきましてはすべて登録制をとっておりますので、町内外を問わず必要な人員を雇い入れをしていると、こういうことでございます。

そして次に第1分団の町の職員でございますけれども、これは非常招集がございましたら、全員消火活動に参加できるように配慮をいたしておるつもりでございます。

そして職員の居住対策につきましては、お答えいたしましたとおり現在は考えておりません。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑利文議員。

○7番（竹邑利文君） 需要増のことは方策は何も。需要増に対する方策は何もしませんの。

○議長（松本宗弘君） 水道部長。

○水道部長（吉川 建君） 水道水の需要増ということのお話でございますが、奈良県全体、今先ほども申し上げましたが、水道ビジョンというようなものを検討されております。その中でも奈良県の人口は減少、田原本町の人口も減少という推計が出されております。そういった中で需要、いわゆる一般家庭での水道水の需要というのは見込めないだろうという思いはいたしております。それと議員仰せのとおり、

県営水道のほうが大滝ダムの完成により市町村の水道事業を賄うだけの水を用意しますよというお話でございますが、これにつきましても予算委員会なり決算委員会なりのほうで町長のほうからも答弁あったとおりで、今のところ自己水単価が県水単価を下回っているということで、当分の間は現在の自己水、県水の割合を維持する水源の確保に努めていくという方向で進んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 7番、竹邑利文議員。

○7番（竹邑利文君） はい、ありがとうございます。

今回質問したのは、震災を想定したもので、町民に安心、安全を発信するのはあくまで行政でありますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 答弁よろしいですか。（「はい、結構です」と竹邑議員呼ぶ）  
以上をもちまして7番、竹邑利文議員の質問を打ち切ります。

続きまして9番、吉田議員。

（9番 吉田容工君 登壇）

○9番（吉田容工君） それでは議長の許可を得まして、一般質問させていただきます。大きく3点にわたって質問させていただきます。

まず第1番目、市町村合併についてであります。

今年の3月、市町村の合併の特例等に関する法律は期限が10年間延長されましたが、地方交付税の割り増し等、合併の特典がなくなりました。全国を席卷した平成の大合併は終息しました。現時点では合併した町でも、合併を選択しなかった町でも、住民の皆さんを応援する自治体への努力が必死に進められています。これまで町長は、市町村合併について「日常生活圏の拡大や人口減少と少子高齢化の進行、また厳しさを増す財政状況等、市町村を取り巻く環境が大きく変化する中、基礎的自治体であります市町村の行財政基盤の強化を図るための有効な手段であると考えています」という答弁をされました。また「市町村合併に前向きに取り組んでいきたい」、それから「県が示している枠以外でも柔軟に対応していきたい」というふうに考えております」と積極的な意見を述べておられました。しかし平成20年第4回定例会では、他市町村からのアプローチがないので、「単独で進めさせていただ

きたいというふうに考えております」と答弁されました。

そこで質問します。町長は本町にとって将来的には市町村合併は有効な手段と考えておられるのか、重ねてお伺いします。本町の規模と地理的な位置から、将来どのような合併構想が有効と考えておられるのか、所見を求めます。

2番目の質問に移ります。住宅耐震診断補助について質問させていただきます。

先の議会で、軽量鉄骨住宅耐震診断補助の請願が全会一致で可決されました。議会の意見に対して町がどのように対応されるのかをお伺いします。そもそも本町は東海地震、東南海・南海地震の発生の切迫性が指摘されていることと、建築物の耐震改修の促進に関する法律を受けて田原本町耐震改修促進計画を定めておられます。そこには、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%にするという目標が定められています。

そこで質問します。本年度の住宅耐震診断補助の要件はどうなっているのか。木造以外の構造住宅への対象拡大はいつからなのか、答弁を求めます。

平成20年2月にまとめられた田原本町耐震改修促進計画には、平成20年度から平成27年度の8年間で1,560戸を建て替え・耐震改修による耐震化をする と書かれています。

そこで質問します。平成20年度と平成21年度の建て替え・耐震改修件数の実績はどうなっているのか。平成27年度目標達成は可能なのか、答弁を求めます。

耐震診断補助制度の利用状況は平成16年5件、平成17年5件、平成18年3件、平成19年7件、平成20年15件、平成21年9件と伺っております。残念ながら予算が余っている状態が続いています。なぜでしょうか。例えば、申請期間は6月から9月の4カ月間に限定されています。リフォーム等家をいろう場合、資金面、時期の問題等さまざまな要素があって、何年も前から計画する場合もあれば、急遽決まる場合もあります。その際、町の制度を利用しやすいようにすることは大切なことです。この補助制度は単年度だけで終わるものでなく、平成27年度まで積極的に取り組んでいくものであることから、質問させていただきます。期間限定ではなく、通年で受け付ける制度にできませんか。平成27年度までに1,560戸を建て替え・耐震改修をするためにどのような取り組みをするのか、地震に強いまちづくりをどのように進めておられるのか、ご披露お願いいたします。

3点目に移ります。特定健康診査について質問させていただきます。

平成20年度から特定健診が始まりました。内臓脂肪症候群、いわゆるメタボリックシンドローム健診で、高血圧、脂質異常症、糖尿病などの生活習慣病を減らし、発症すれば必要となる治療にかかる医療費の削減を狙ったものです。これについて個人的には疑問を抱いております。例えば体格指数（BMI）25～26の人の死亡率が最も低いにもかかわらず、BMI 25以上を肥満としていること。健診の目的の重点を医療費抑制に置いていることなど、多くの問題点を含んでいることを危惧しています。しかし国保加入者が制度として活用できる唯一の健診であること、受診率や特定保健指導での改善率が低いと、国から後期高齢者医療制度への負担金が増やされるペナルティーが課せられることから、本町の特定健康診査について受診者を増やすためにどのような工夫ができるかという観点から質問いたします。

特定健診、特定保健指導は保険者が、国保では町になりますが、責任を持って実施するとなっています。そこでまず対象者について確認いたします。町内にお住まいの住民である75歳以上の方や生活保護受給世帯の方の健診について、町はどのような責任を果たすのですか。答弁を求めます。

受診率は平成20年度19%、平成21年度17%と聞いております。どうして低いんでしょうか。その理由について担当課では把握してないようです。私のところに届いているのは、「毎月かかりつけ医で検査をしているのに、何でせなあかんの。もったいない」、また、「心電図検査もないし、こんな検査受けてもしょうがない」など伺っております。受診率を50%にすると約2,500万円もかかることからすると、医療費をいたずらに増やさない健全な考えです。なかなか説得力があります。厚生労働省は実際に特定健診を受診した人以外でも、特定健診に相当する健康診断を受けていれば、その診断の結果を証明する書面の提出があれば、特定健診の結果として使用できると指導されています。具体的には、かかりつけ医で2～3カ月以内に検査したもの、介護保険の生活機能評価の基本健診部分、原子爆弾被爆者健診、農業従事者の健康診断（JA厚生連の農協健診）、人間ドックなどが可能とされています。

そこで質問します。特定健診を受診した方以外でどこまで活用されているのか。かかりつけ医の検査を活用しない理由は何か、答弁を求めます。

これまで行われてきた基本健康診査と比べると心電図などが削減され、物足りなさを感じておられる方もおられます。特定健診では前年の検査記録を見て心電図検査などを受けるかどうか医師が判断することになっています。言いかえると、前年に特定健診を受けていないと、今回受けたときに必要と医師が判断しても受けることができないことになっています。今年初めて受けた方で、心電図検査を必要とする方は来年まで待たなくてはなりません。その間に病気が進行してしまいます。

そこで質問します。心電図や眼底検査、胸部レントゲン、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査を追加で受けられるようにできないのですか。答弁を願います。

特定健診費用について国の基準額は5,340円にもかかわらず、医師会との契約は8,500円になっていると聞いていますが、その差額まで保険税から支出するのでは、保険税負担が膨れます。特定健診は町が責任を持って実施するものです。被保険者に必要以上の負担をかけるべきではありません。

そこで質問します。国の基準を超える費用は町が責任を持って、町の負担とすべきではないのか。答弁を求めます。

また、国から支出される額は世帯全員が非課税の場合500円増額されると聞いています。特定健診を受けやすくすることを前提として補助されると考えています。世帯全員が非課税の方に関しては自己負担額を500円削減してゼロにするのが当然です。

そこで質問します。世帯全員が非課税の方については自己負担額を無料にしないのはなぜか、答弁を求めます。

最後に、受診率の分母となる対象者について確認します。厚生労働省からは妊娠中または出産後1年以内の女子や刑事施設に拘禁されている人、6カ月以上入院している人、身体障がい者施設等に入所している人を差し引くことができると説明されています。

そこで質問します。厚生労働省が示している人たちを確認して、対象から外しておられますか。答弁を求めます。

特定健康診査受診率を上げるために、できることはすべて行う、町の真剣な取り組みを求めて質問を終わります。

○議長（松本宗弘君） 町長。

(町長 寺田典弘君 登壇)

○町長(寺田典弘君) 9番、吉田議員の一般質問の1番目、市町村合併につき、まず将来的には市町村合併は有効な手段かにつきましては、今までからお答えしてきましたとおり、地方分権への対応、日常生活圏の拡大や人口減少・少子高齢化の進行、また厳しさを増す財政状況等、市町村を取り巻く環境が大きく変化する中で、基礎的自治体である市町村の行財政基盤の強化を図るためには、有効な手段であると考えております。ただ、平成11年から始まった平成の合併につきましては、この3月31日で一区切りとされたところではありますが、合併の効果等につきましては現在十分に分析されていないのではないかと考えておるところでございます。

次に、本町の規模と地理的な位置から将来どのような合併構想が有効と考えているかにつきましては、合併については相手の意向もございませうことから、過去に不調に至った経緯も踏まえ、今後住民や議会の意見を十分に聞きながら、有効性につきましてさらに研究をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長(松本宗弘君) 産業建設部長。

(産業建設部長 高村吉彦君 登壇)

○産業建設部長(高村吉彦君) それでは吉田議員の質問事項の第2番目、「住宅耐震診断補助について」の1番目、今年度の住宅耐震診断補助の要件はどのようになっているかというご質問でございますが、昭和56年5月31日以前に建築されました概ね250平方メートル以下の在来軸組工法の木造住宅を対象に今年度10件の募集を行っております。また木造以外の構造住宅への対象拡大につきましては、3月本会議において請願が採択されております。現在、実施に向けて検討しているところでございます。

2番目の平成20年度、平成21年度の旧基準住宅の建て替え及び耐震改修件数の実績はどうなっているかのご質問でございますが、旧基準住宅の建て替え実績につきましては総務省統計局の平成20年住宅・土地統計調査によりますと、年度別ではありませんが、平成18年1月から平成20年9月の期間に160戸の建て替えがあり、1年当たり約58.2戸となっております。耐震改修件数につきましても、平成20年9月までの期間に440戸耐震改修工事を実施されております。

3番目の期間限定ではなく、通年受け付ける制度についてできないのかとのご質問でございますが、今年度6月14日から9月末までの募集期間で進めさせていただいてるところでございます。また募集件数に達しない場合につきましては、2次募集を10月以降に行う予定でございます。ただし補助事業でありまして、予算執行上、年度末には事業を完了することが条件でございますので、期限を設定しております。

また、平成27年度までに1,560戸を建て替え・耐震改修をするためにどのような取り組みをするのかというご質問でございますが、既存木造住宅耐震診断事業におきまして、今年度から診断士が直接住宅所有者に対しまして診断内容を専門的な立場から説明を行うようにする予定で、耐震化に向けて啓発を行います。耐震診断、耐震改修にかかる基本的な取り組み方針として、大地震による災害から町民の生命、身体及び財産を守り、被害を最小限度にとどめるためには、行政はもとより町民一人ひとりが積極的に防災の役割を果たしていくことが重要であると考えており、耐震化により建築物の被害が軽減することで早期の復旧、復興ができることや、避難路を確保されることが考えられます。しかし住宅の耐震化は住宅の所有者自らの問題として、意識して取り組むことが不可欠であると考えております。このような考え方の中で、本町の建築物の耐震関係の施策は平成16年度に既存木造住宅耐震診断補助制度を立ち上げ、平成20年度から無料化としました。また平成19年度から耐震改修等の相談を行うため住宅無料相談会を開催し、平成20年6月に町民の防災意識の向上と住宅、建築物の耐震化を促進するため地震ハザードマップを作成し、各戸に配布いたしました。今後におきましては、これらを踏まえた上で財政状況も考慮し、耐震化の支援を推進し、平成27年度に建築物の耐震化を9割とする目標の達成に努力して参りたいと考えております。何卒、ご理解をいただけますよう、お願いをいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） 吉田議員のご質問にお答えして参りたいと思います。

第3番目の「特定健康診査について」、お尋ねの1点目の75歳以上の方や生活

保護受給世帯の方の健診について、町はどのような責任を果たすのですかとのご質問でございますが、75歳以上の方については奈良県後期高齢者医療広域連合が実施主体として、県内市町村に業務委託し、後期高齢者健康診査として実施いたしております。また生活保護受給世帯につきましては基本健康診査を実施いたしております。

2点目の特定健診を受診した方以外でどこまで活用しているのか、またかかりつけ医の検査を活用しない理由は何かとのご質問でございますが、国民健康保険の被保険者に係る人間ドック受診費用助成者より、その検診結果のデータ提供を受けております。また、ご質問でございます、その他の法令に基づく健康診断、JA厚生連が実施している農業従事者の健康診断、かかりつけ医による特定健診に相当する検査の結果証明についても現在まで実績はございませんが、健診項目に不足なければ十分に活用できると考えております。

3点目の心電図、眼底検査、胸部レントゲン、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検査を追加できるようにできないのかとの質問でございますが、心電図検査、眼底検査については前年度の検査データがない場合は詳細な健診を実施する要件を満たしているか、いないかの判断ができないため、必ずしも実施する必要はないと考えております。ご質問にあるその他の検査につきましては、保健センター実施の事業にすべてではありませんが、実施いたしております。

4点目の国の基準を超える費用は町が責任を持って町の負担とすべきではないのかとのご質問でございますが、平成22年度特定健診費用は県医師会との契約により、1件当たり基本項目で8,505円となっております。自己負担額500円、国と県の補助がそれぞれ1,780円ずつありますので、4,445円が町の負担となります。国保被保険者に係る健診事業であり、国保会計の範囲で賄うものと考えます。本年度は奈良県健康づくり財団等の集団健診を活用し、費用全体の低減を念頭に受診機会の拡大を図り、受診率の向上を進めているものであります。

5点目の世帯全員が非課税の方については自己負担額を無料にしないのはなぜかとのご質問でございますが、平成21年度県内市町村の実施状況を見ますと、個別健診実施34市町村の内、自己負担のない2町を除く32市町村で自己負担額に課税、非課税の区分を設けているのは奈良市のみで、一般世帯2,000円、非課税



世帯1, 000円の負担とされております。他市町村は区別いたしておりません。平成20年度事業発足時、国等の補助に課税、非課税の区分設定が明確でなかったこと、毎年4月、5月の受診券作成時期に当該年度の課税、非課税の判定確定ができないこと等により区別をせず、等分の負担を願っているものでございます。今後、市町村の状況を見て参りたいと考えております。

6点目の厚生労働省が示している人たちを確認して対象から外しておられるのかとのご質問でございますが、妊産婦、刑事施設等に拘禁されている者、国内に住所を有しない者、長期入院者等は対象から除くとされております。本町では受診券発送時に関係各課の資料に基づき、確認できる身体障害者施設等入所者及び6カ月以上入院者は除いております。刑事施設拘禁者等については把握しにくい等の事情により、除いてはおりません。実施率の算出に必要な実績報告は実施年度の翌年度の11月となっておりますので、実績報告時点まで確認に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 答弁ありがとうございます。それでは自席からもう少し詳しく質問させていただきたいと思っております。

まず市町村合併についてです。

これは私自身は、田原本町は東西4キロ、南北6キロと非常にコンパクトな町で、町として運営すればおもしろい町だと思っています。先ほど西川議員の質問がありましたように、デマンドタクシーというようなことも利用できるのもこの規模だからできることだと思いますから、市町村合併は必要ないという立場ではあります。ただ従来から町長は、市町村合併は有効な手段であると考えておられるということを知っていましたので、確認をさせていただきたかった。それで、どこと一緒にするかは別として、もし町長が市町村合併が有効な手段だと思っておられるのであれば、それは今すぐじゃなくても将来的にそちらのほうに向くような形の行政を進められるのが、町としては正しい方策なのかなと思うわけです。例えばその合併というときに至って、ほかの別の市町村と提携をされていて、その提携が解消できないから本来すべき合併に進めないということになったんでは、これは町長の思ってお

られる田原本町の正しい発展と言いますか、有効な発展に結びつかないのではないかという、まあ言えば障害になると思いますね。その点では町長は、将来田原本町がやはり合併が必要だと考えておられると、さっきも答弁されましたけども、その障害になるような他市町村との業務提携とかですね、そういうのは考えておられないのか、それともそういうことも入れて、そのときになったら対応するということを考えておられるのかということをお伺いしたいと思います。なかなか答えにくいかなと思いますが、一応答弁を求めます。

2点目の住宅耐震診断補助についてであります。高村部長は、昇進おめでとうございます。初めての答弁で緊張されてると思いますが、ちょっと突っ込ませていただきます。

先ほどの答弁の中で、平成18年1月から平成20年9月の期間の建て替えを160戸と、また平成20年9月までの期間に440戸の耐震改修ができてるという答弁がありました。しかし、これは述べられたように、総務省の統計によって田原本町でこれだけ済んでいると推測されるという数字ですよ。ただ私が気にしてるのはね、田原本町は田原本町耐震改修促進計画というのを自ら決めておられるんですね。自ら決めておられて、9割の建物を耐震化するんだと、1,560戸を耐震化するんだと決めてあります。この1,560戸も、先ほどの基準によればそれだけあるだろうという推計だと思います。しかし田原本町の建物の9割を耐震化するんだという目標は、これは明確に出されておられますからね。それに対してどこまで、どういう施策で進めていくのかということがちょっと今日は聞きたいわけですね。先ほども一部に、住宅の耐震化は住宅の所有者自らの問題として、意識してということが不可欠でありますよと、町の制度はなかっても自分でやるのが当たり前ですよというような発言もありました。しかし、平成27年度いったらもう少しですよ。あと5年ほどで9割を耐震化するんだという町の自ら決めた目標に対して、これは残念ながら高村部長が決められた目標じゃないですけども、町として決めた目標ですからね。それに対してどれだけ真剣に取り組んでおられるのかというのが、ちょっと疑問なんです。やはり耐震診断をやると、補助しますよと、そうやっても6月から9月の間で10件だけですよと。10件ずつやっただけで1,500件がいくかということ、私は行かないと思うんですね。しかも、例えばその耐震診断が

どのぐらい日がかかるかわかりませんが、2月に耐震診断を受けたいと言われたら、そしたら2月、3月あるので4月最初にやってもらったらちょうどいいですわとかいう話もできますからね。その点では通年の受付にしてですね、どんどん耐震診断してくださいよという啓発をするのが町の立場じゃないかなと私は思うんですよ。残念ながら今のところは町として都合のいいときはこれだけですよ、予算もこれだけ、それも45万円ですからね。その点ではもう少し枠を増やすことも、本当にやる気だったら必要だと思うんです。その点で、本当にこの耐震改修90%というのをやる気なんかということ、もう一度答弁を求めたいと思います。やる気ならどうということをするのかということを考えていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

3つ目の特定健康診査について質問します。

これも残念ながらいただいた答弁は、他市町村がやってませんから考えてません、国が基準としてやらなくてもいいからやりませんというような話だったんです。ただ、決まってることは2012年、再来年には40歳から70歳の方、田原本町は約6,000人ぐらいおられると聞いてるんですよ、この方の65%が受けないとペナルティーが来ますよと、それは決まってますよね。65%。今17%ですよ。2年で65%までどうしたらできるんかということ、真剣に考えてもらわないと、これはできないと私は思いますよ。メタボ健診を私は、先ほども発言しましたが、でもね、そんなに積極的ではないです。でもね、やっぱり国保会計にペナルティーが来て国保税が上がったのでは困りますからね。それが来ないためにどうするかということが、今町の当事者の方に求められてるわけです。それでね、例えば組合健保、会社の場合は、これも国が認めてるのは、労働安全衛生法に基づく事業者健診データ、要するにこの町の職員もそうですよね。年一度健診受けられますよね。それを流用できますよと、代用できますよということになっています。雇用主は絶対受けさせないといけないというのがありますから、組合健保等の場合はかなり受診率が高いですよ。あとは配偶者の方とかですね、扶養家族の方をどうかということ、どうするかだけを考えたら、65%に近づくわけです。残念ながら、国保の場合はそんな簡単にいかないんですよ。いかないからどうするかという工夫が今必要だと。やれ受けなさいと言って通知を送るだけでも、非常にわかりにくい文書が何枚も入

ってたって何書いてあるんだろうと、私もそう思いました。その点ではね、私の伺ってる、やっぱり自分は検査を受けてるんだと。例えば、糖尿病の人がおられます。糖尿病の人は血液検査を毎月されます。この検査は血液検査の中では最高というか、これ以上ないという検査をするんだという検査を受けられるわけですよ。そのデータを活用したら、十分な結果が出ますよね。本来は糖尿病になってる方はもう対象外ですよ、特定健診からしたらね。もうそんなの保健指導ありませんから、お医者さんでもう指導されてますから。本来は糖尿病にかかっておられる方は対象外ですから外しますけど、それも今のところわかりませんよね。そしたらやはりかかりつけ医さんが年に1回、あるいは年に2回、半年に1回、やはり自分の担当の患者さんの状況はどうかと調べたデータを持っておられますから、それをある程度の様式をつくって証明してくださいと。それで、その中で特定健診の場合は要するに必要項目がありまして腹囲、おなかの周りだけはそういうのを持っておられませんから、書くときにおなかの周りを計ってくださいということを医師会と打ち合わせをして、そのデータを使ったら1000の単位よりもっと、1,000人ぐらいの受診ということにつながるんじゃないかと私は思うんですよ。ですからこのメタボ健診をやはり65%の人に受けてもらって、その中から保健指導が必要な人に保健指導すると。改善率を45%にするというのは本当に高いハードルだと思うんです。そのハードルを越えるためにはね、ほかの市町村がやってないからできませんとか、まだそこまで考えてませんとかと何年も繰り返しても、それは改善しないだろうと。それとその点ではね、本当にこのメタボ健診の受診率を上げるために、国が使ってもいいというデータを何で使わないのかと。これからそれについて検討する予定はあるのかどうかをまず答えていただきたい。特に去年私、国保運営協議会に入らせてもらって、医師会の先生からそういうことも考えられるのと違うかという提案がされてましたよね。その点では医師会の先生ともタイアップできる話だと思いますんで、ぜひするべきだと思います。

それともう1つメタボ健診についてですけれども、メタボ健診は非常に狭隘な健診なんですね。腹囲、おなかの周りを計って、血糖値や血圧、血中指数に絞って検査をしますよということです。先ほども部長答弁されましたけど、去年受けてなかったら、今年心電図は絶対受けられないという制度ですよ。40代、50代の人

だったらそれでも、2年待ってもよろしい。しかし60、70代になってくると急激に変化するんですね。私の知ってる方でも5月に人間ドック受けて問題なかった人が、11月に肺がんということで3月に亡くなるというようなこともありましたですしね。2年も待てというような健診が本当に有効なのかというのは、私は大変疑問を持ってるんですね。その点で少し、私の意見を言わせてもらいます。

メタボ以外の人、要するにおなかの周りが85cmや90cm以下の人でも、リスクがあれば心血管病が起きると。メタボでなければ安心というものではないというドクターがおられます。また、メタボ対策は重要だが、その一方で非メタボの人の血中指数や血圧、やせ形の糖尿病などへの対応が弱まることであってはまずいんだと述べておられるドクターもおられます。東海大学の教授では、腹囲は病気の危険性のある人を見つけ出す項目として意味がなく、計る必要がない、こう述べておられるドクターもおられます。その点では国が示しているこのメタボ健診の項目だけをやっていただけでは、対象とする国保の加入者、40歳以上74歳以下、また75歳以上で後期高齢者広域連合から委託を受けている人に対して、ちゃんとした健診ができるかということが今問われてるんじゃないかと思うんです。その点ではこのメタボ健診で以前あったように、40歳以上の方ですよ、心電図がその場で必要となった場合は心電図の検査を受けられる、眼底検査を受けられるというような制度にすることが本当に国保加入者、田原本町住民の方の健康を守ることにつながるんじゃないでしょうかね。受診率を65%にする、これは越えなければならないハードルですけども、それ以前に田原本町の方の健康を守る、病気を早期発見、早期治療するということがやっぱり第一の課題になりますので、この点では国はそこまで求めてなかったも田原本町としてするんだということ、あってもいいのと違うのかと思うんですよ。それが田原本町の住民に対する責任だと思います。その点ではこのメタボ健診をしたときに医者が必要だと思ったら、心電図も眼底検査も受けられるような制度にできないか、もう一度答弁を求めます。

一応、2回目はこれで。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。議員もおっしゃるように市町村合併につきましても当面の課題に対する解決への手段の一つであったというふうな認識

をしております。その問題点につきましては、1つは地方分権の対応であり、またもう1つについては少子高齢化についての対応、それともう1つ言われているのが切迫した財政状況を改善するためということで、地方分権の中で合併が進められたわけです。

私自身の考えにおきましては、合併はやはりそれ以上に歴史的、文化的の同一性であり、また経済性の同一性、加えては日常生活の同一性ということを経済的に勘案をして判断をし、そして共通のふるさと認識を持てる範囲内で実施されていくべきであるという、私自身の考えは持っております。ただ今先ほどの答弁の中で申し上げさせていただきましたように、合併についての分析はいまだになされていない。要するに、功罪についての結論的なものは出されていないのが実情であります。当面の中において今年3月いっぱいをもちまして合併の特例債等が消滅をし、今合併率というのは奈良県内を含めて全国的に落ち着いている状況の中です。当面、田原本町におきましても一町で、今のままの状況で推移していくと思っておりますし、これを進めていくべきであるというふうに思います。

そのような中でご質問の趣旨は、他市町村との業務提携ということにあるというふうに思いますが、私は当面田原本町単独で行政を進めていく中であって、広域でやれるものについては広域性を持ってやっていく、要するに水平補完できるところについては水平補完の考え方を推進していくという考え方が妥当ではないかというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 産業建設部長。

○産業建設部長（高村吉彦君） それではご質問に答えたいと思います。

先ほどのことでございますけれども、この計画の数字につきましては、平成20年の2月に作成いたしました田原本町耐震改修促進計画につきましては、総務省の統計局の住宅土地統計調査を参考にしているところがありまして、そのため建物建て替えではなく、耐震改修工事の実質戸数も把握できるということで今回それを回答させていただきました。それと平成27年度までの1,560戸の戸数につきましても、これもあくまでも推計でございますので、それとあわせて答弁をさせていただいたわけでございます。

続きまして、通年の受付ができないかということでございますけれども、これにつきましても先ほど述べましたように、補助事業のことでございますので2回の募集に分けて行っていきたいということでございます。その残りの2カ月につきましては申請者と診断士による説明より、耐震診断の診断書の作成等で年度末に完成することが設定でございますので、2カ月それを見ております。

それと今後のPRにつきましてでございますけれども、住宅無料相談会、今回7月16日と10月15日、1月21日、3月18日、金曜日でございますけれども年4回、午後13時30分から16時30分までということで開催を予定をしております。それとあとのPR関係でございますけれども、従来の広報をホームページ等によりまして広報活動の拡大に努めて参りたいと思っておりますので、以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 吉田議員の質問にお答えして参ります。

まず1点目の65%、目標の達成率でございますけれども、この65%につきましては平成24年度で後期高齢者医療制度が廃止されます。廃止されますことによりまして、平成25年度65%を目標でありましたこの制度が一応見送るという形で国のほうから指示をいただいております。

続きまして、今年度より健診につきましては個別診断をやっておりましたけれども、今年から集団で健診を行うと。田原本町につきましては6回集団を行う予定をしております。町民ホール4回、保健センター2回という形で6回分を集団で健診をする実施の予定をしております。そして今年から人間ドックを受けられた方のデータを参考にし、受診率の向上に努めていきたいということでございます。そして今議員がおっしゃっていますほかのデータを利用できないかということでございますけれども、国に関しましては心電図なり眼底検査については認めておりませんが、今後私個人的な意見としてはデータが不足がなければ受診率の向上に一つのものとして考えていきたいなと考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと今の最後の特定健診についてはね、違うんですよ。

国はそんなん言っていないですよ。要するに、受診データが全部そろっていたらそれを使っていいんじゃないですよ。受診データがあつて、不足の分は追加でしなさいよと。ですから、10項目のうち8項目がその検査で賄えますよと、あと2つ足りなかったら、2つ足して全部でいいようにしなさいよというのが国の方向なんですよ。ですからね、おっしゃってることが違います。

それと、私は実際にそういう血液検査等精密な検査を受けておられて、また特定健診を受けるというのは無駄だと思ってるんですよ。必要ないでしょう。ちゃんとかかりつけ医でちゃんとした検査をしてもらって、自己管理されてるんですよ。その人が8,500円も出して別に検査を受けるなんて、無駄ですよ。そんなことのないようにかかりつけ医の先生と提携してそのデータを利用するという方向がやっぱり、本来の方向じゃないですか。田原本町の国保財政というのはゆとりがあるんですか。毎年3,000万円ほど、さっきは2,500万円と言いましたけど、やっぱり目標をやろうと思ったら3,000万円、4,000万円とかかるわけでしょう、費用としてね。これは国や県から来ますよ。来ますけどね、ゆとりがあるんだったらそれをしてよろしいですよ。ゆとりがなくて受けるほうもそんなの無駄だと言っておられるわけですから、それはちゃんとその有効なデータを生かして特定健診を受けたことにしておく。国もそれでいいと言ってるんですからね。やっぱりそういう方向を追及していただかないと、住民の方も納得しないですしね。それだったら、まあ言ってみたら右から左に仕事流してると、残念ながらそうとられると思うんですよ。その点では、このかかりつけ医のデータをどう生かしていいのか、ぜひちょっと検討いただけるかどうかだけ答弁を求めたいと思います。

それと合併については、おっしゃったように私も当面合併はないと思います。ただ合併の話が出ても対応できる水平の協力と言いますか、そういうのがやはり意図された協力があつて、この事業もこの事業も一緒にやってるから一緒にしようかということにもなるんだと思うんですね。その点では全くこんなところとは相手しませんよというところと水平の協力をする必要はないし、反対にそういうのを進めると今後の障害になると思うんですけども、その辺は町長はどう考えておられますか。そこだけ求めます。

○議長（松本宗弘君） 町長。



○町長（寺田典弘君） ありがとうございます。おっしゃることはよく理解をしておるところでございますが、しかし今当面、議員おっしゃいましたように合併がない中であって、今じゃあ10年、20年先を見据えたときに今どうすべきなのかということを考えたときに、3万3,000人の町でやるべきことと広域化をしてやっていくべきこと、これはどちらがいいのかというのは十分将来を見極めた中で、20年先を見て今この一步を踏み出さねばならないというふうに理解をしております。ですから広域性、そして水平補完をしていくという中であっては十分その将来的なことも考えなければなりませんけれども、それを考えた上でどちらのほうがよりベターなのかという判断を今後させていただきたいというふうに考えてるところでございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 議員、貴重なご意見ありがとうございます。今後かかりつけ医につきましては私なりに一応考えていきたいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 以上をもちまして9番、吉田議員の質問を打ち切ります。暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

午前11時57分 休憩

---

午後 1時00分 再開

○議長（松本宗弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

5番、古立議員。

（5番 古立憲昭君 登壇）

○5番（古立憲昭君） それでは議長の許可を得ましたので、通告どおり一般質問をさせていただきます。

まず最初に、児童虐待についてお伺いをいたします。

先般、小さな命が奪われるケースが大変よく報道されております。この奈良県においても、田原本町におきましても発生いたしております。3カ月前、桜井市で5歳の智樹ちゃんが親から十分に食事を与えられずに亡くなり、両親が逮捕されました。智樹ちゃんの体重は6キロで、1歳児の平均に満たなかった。身体はやせ細り、

紙おむつをつけて寝かされていたということでありました。3月4日には埼玉県蕨市で、2年前に4歳の力人ちゃんを衰弱死させた父母が逮捕されております。病院に運ばれ、急性脳症で亡くなった力人ちゃんは歩けないほど衰弱し、部屋からは大人の怒鳴り声や子の泣き声が響き、「お水をください」と哀願する声が聞こえたと言われております。1月末にも東京都江戸川区で、7歳の男の子が親から暴行を受けた末に死亡した事件もありました。育ち盛りの子が両親に見放され、命をそぎ落とされる。そのむごい様子を思うだけでも、胸がつぶれます。厚生労働省の報告では、全国の児童相談所で対応した児童虐待件数は、統計を取り始めた1990年度から18年連続で増え続け、08年度では前年度比2,025件増の4万2,664件、これは10年前の98年度に比べると6.2倍であり、児童虐待防止法が施行された2000年度と比べても2.4倍になります。また、警察が昨年事件として扱った児童虐待は過去最高の335件に上り、28人の子どもの命が奪われました。2008年4月に改正児童虐待防止法が施行され、児童相談所の家庭への立ち入り権限が強化され、警察官の同行も以前より求めやすくなっており、件数は増加しているが、犠牲者は前年より減少しておるという結果にデータが出ております。しかし経済苦や不安定な就労、ひとり親家族、夫婦間の不和、望まぬ妊娠、育児疲れ等さまざまな要因が浮かび、そこに共通するのは孤立でございます。職を失い、借金を抱え、生活費や居住費に事欠いても、かつては親族や友人が頼りになりました。だが地縁、血縁という見えない安全網がほころび、相談したり救いを求めたりする場は乏しく、あっても見つけにくい。解消されない苦しみや焦りを抵抗できない子どもたちに向かわせる、そんな姿が浮かび上がってきております。

また、このところ相次いで発覚した事件は、虐待を防ぐための連携体制がまだまだ不十分であることが要因の1つとなっております。桜井市の事件では、亡くなった子どもは生後10カ月の時を最後に乳幼児健診を受けておりませんでした。市役所の健診担当課は電話などで両親に受診を促したが、それ以上立ち入らず、虐待の担当課にも連絡していなかったということがございます。江戸川区のケースも、区の子ども家庭支援センターから小学校へ情報が提供された後はほとんど連絡がなく、学校だけの判断で状況を軽視したということがございます。厚生労働省が作った専門家の検証委員会によると、虐待死事例の6割近くは関係機関と何らかの接点があ

り、情報が迅速に共有され、有効に対処できておれば救えた命は多いはずと述べられています。大事な子どもたちを児童虐待から救える手はずはなかったものか、自治体や児童相談所がもう一步踏み出す手だてはなかったのだろうか、また近所の人たちの知らせをもっと生かせないのか、ということが今課題となってきております。

そこで本町にお伺いいたします。本町における児童相談が対応した児童虐待の実態について。2つ目として、行政や警察、医療機関、特に乳幼児健診、幼稚園、保育園、小学校、地域、民生児童委員などの連携体制について。3つ目、特に地域の人たちが虐待をうかがわせるような事態を見かけたときの対処法の周知についてお伺いいたします。その3点、ご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

続きまして昨日の意見書と似たような、同じ内容でございますが、再度町のほうの考えをお聞きしたいと思ひ、この一般質問をさせていただきます。

発達障がいやその他の文字を認識することに困難のある児童・生徒の学習支援についてお伺いをいたします。詳細は既に意見書で述べさせていただきましたが、印刷物だけでは情報を得ることのできなかつた人々への支援ツールとして活用が始まっております。学習障がい、LDや発達障がいのある人だけでなく、高齢者をはじめすべての人々に活用を試みる計画も始まりました。しかし法律の制約から、その使用は一部に限られていました。2008年9月、教科書バリアフリー法と著作権法改正により、これまでの制約が大幅に緩和され、「DAISY版教科書」が作成できるようになり、文科省検定教科書もデイジー版教科書として活用できるようになりました。本町は既に、各学校にパソコン対応のテレビが設置されております。デイジー版教科書を活用できる環境が整っています。従って、田原本町は先駆的に活用できるのではないのでしょうか。また本町は、特別支援教育には力を入れていただいております。今後、このマルチメディアデイジーを活用した授業をモデルケースとして実施してはいかがでしょうか。発達障がいの児童、生徒が増えている現状を踏まえるなら、すべての小、中学校においてマルチメディアデイジーの活用を進めることは有効と考えますが、ご意見をお聞かせください。また教職員の方に対する研修についても大変重要であります。この教職員の研修についてもご見解をお聞かせください。

最後に、本年度の議会議員研修が5月26日から3日間行われました。研修事項

として、1つには地場産業発展に向けた特産品のオリジナルブランド化について、2つ目として石垣市自治基本条例について、3つ目として伝統的集落景観の保存と活用についてでありました。どの研修事項も、田原本町の今後のまちづくりを検討していかなければならない課題と思われれます。また田原本町の経済発展のための地場産業特産品や唐古・鍵遺跡の景観の保存と活用、また行政と住民、そして議会の地方分権を踏まえた関係、いわゆる自治基本条例の取り組みなど、大変参考になったのではないかと私は思うのであります。特にこの自治基本条例、地方分権がこれからどんどん進んで参ります。そういった中におきましても、住民、行政、議会の関係が今までと同じようではないと思うのであります。これからも一歩進んだそれぞれの関係になってくると思われれます。

そこで町長にお伺いいたします。今回の研修、特に石垣市自治基本条例の取り組みについての感想をお聞かせください。

以上が一般質問でございます。よろしくお伺いいたします。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 町長。

（町長 寺田典弘君 登壇）

○町長（寺田典弘君） 5番、古立議員の一般質問の3番目の議員研修での石垣市自治基本条例の取り組みについての感想を聞きたいとこのことですが、現在自治基本条例につきましても、全国の自治体の中で約200の市町村において策定が進められております。この条例は、地域の自治に関する基本的な内容についてのきまりを定めたものです。この条例に関する取り組みが注目される理由の1つには、積極的な情報共有と住民参加だと言えます。地方分権の時代において地方自治体が創意工夫を凝らし、自らの考えと責任において地方自治体運営を担っていくことが必要であります。一方では住民参加が活発化するなど、住民が地域を自ら担う機運が高まりを見せています。しかし憲法や地方自治法などの基本的法制度は間接民主制ルールによる地方自治を保障するもので、一部の直接請求を除き、住民の直接参加による地方自治については特に触れられておりません。また、地方自治体は二元代表制の間接民主主義が原則であり、直接民主主義は認められておりません。もちろん主権在民であり、住民が主役であります。町民の参政権により選ばれた首長、

議会が自治体経営に責任を負うべきです。石垣市においてもこうした時代の変化に対応するため、平成19年2月に内部決定をされ、策定推進委員会、市民検討会議、策定審議会等で議論を重ねられ、この4月1日から自治基本条例を施行されたところでございます。実際の運用が始まって時間も経過しておらず、問題点もこれから出てくるものと思われまます。条例制定に至った経緯はそれぞれの自治体により違うものの、制定までのご苦労と今後の運用の難しさにつき痛感をいたしたところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松本宗弘君） 教育長。

（教育長 濱川利郎君 登壇）

○教育長（濱川利郎君） 古立議員の2番目、マルチメディアデイジーの活用について、本町における今後の取り組みについての質問にお答えいたします。

マルチメディアデイジー図書とは、発達障がいなどで読むことが困難な児童、生徒にパソコンで再生するCDソフトであります。テキスト、音声、画像が同期していて、テキストは読んでいる部分が反転したり、文字の大きさや読む速さなどが簡単な操作で変えられるもので、学校ICTの普及に伴い、一人ひとりの教育的ニーズに合う資料を提供することができるように思います。しかし、現時点ではデイジー教科書は国の検定図書でないことから、教科書無償給与制度の対象になっておりません。今後の国の方針等を見極め、県と協議しながら対応して参りたいと考えております。また活用する際には、教職員の研修も必要であると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） 古立議員のご質問にお答えいたします。

1番目の児童虐待についてのご質問にお答えいたします。第1点目の本町における児童虐待の実態についてのご質問についてでございますが、平成21年度実績では被虐待児の人数は49人と把握し、対応しております。

次に2点目の連携体制についてでございますが、磯城郡3町によります児童相談援助事業として要保護児童の早期発見やその適切な保護を図るため、磯城郡要保護

児童対策協議会を設置しております。この協議会を中心に、要保護児童に関する直接の関係機関である幼稚園、保育所及び小、中学校並びに行政、警察、医療機関または各地域において民生児童委員の方々と情報交換、協力体制について効果的に機能しております。

次に3点目の地域の方々の虐待に対する対処方法の周知についてでございますが、年2回の広報紙への掲載、そして11月の児童虐待防止推進月間には奈良県のキャンペーンに併せて磯城郡内で街頭啓発を行い、地域住民の皆様方の意識向上に努めております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松本宗弘君） 5番、古立議員。

○5番（古立憲昭君） ご答弁ありがとうございます。

まず最初に児童虐待の今のお話でございますが、平成21年度では49人と把握し、対応しておりますということでございますが、やはり思った以上に発生してるなという感じを受けております。それで、特に乳幼児健診がされてると思うんですけども、それが前年度何名ぐらいおられて、きちっと健診をされてるかどうか、その辺をひとつ伺いたいということと来られない人がおられるのかどうか、2回目、3回目になってくると。その人は来られないとするならば、その人たちに対するアプローチはどのようにされているのか、その辺をご回答よろしくお願いたします。

あとマルチメディアデイジーの活用なんですけども、やはりこれは大変有効な教科書だと思いますので、ぜひとも取り組んでいただきたい。特に政権が変わってから予算がやっぱり落ちてきておりますので、何とかその辺をカバーしてでもこれやっていくことが生徒さんの能力アップにつながると思いますので、今後ぜひともやっていただきたいと思います。これは要望だけで結構です。よろしくお願いたします。

最後に議員研修についてでございますが、この自治基本条例というのはやはりその自治の憲法だと思います。そういった部分で大変重要な条例だと考えておりますので、田原本町としてそういう憲法に類するような、町の憲法に類するような条例を今後考えられるあれがあるかどうか、その辺のところご回答よろしくお願いた

します。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） ご質問ありがとうございます。自治基本条例の重要性につきましては認識をしておるところでございます。ただご承知のように日本には日本国憲法があり、その下に法律があり、上位法によって条例が制定をされておるところでございます。先ほども申し上げましたように私どもは議会と行政、二元代表制をもってやらせていただいている、これが原則中の原則であろうかというふうに思っております。今後の推移等も見極めてはいきたいと思っておりますけれども、私たちは今間接民主主義の中で行政を運営しておるところでございますので、その辺につきましてご理解をいただき、私どもも今後につきまして勉強を積み重ねていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。乳幼児健診でございます。

乳幼児健診につきましては、田原本町では3カ月、6カ月、1年、1年半とやっております。桜井市の事件以後調べましたら、田原本町におきましてはすべての方が受けておられることを報告受けております。そしてもし受けておられない方がおられましたら、本町は赤ちゃん訪問というのがございますので、各家庭に町の職員が行って指導してるような状態でございます。本町におきましては健診はすべて完了しております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「結構です」と古立議員呼ぶ）

以上をもちまして5番、古立議員の質問を打ち切ります。

続きまして3番、森議員。

（3番 森 良子君 登壇）

○3番（森 良子君） 議長のご指名をいただき、発言させていただきます。

平成23年7月23日を期限にしてアナログ放送を廃止し、デジタル放送に移行することが国家事業として進められています。放送バンドの有効活用と一時的な経済支援策としての役割は認めますが、国民一人ひとりにとって大きな経済負担が押

しつけられています。そのため、経済的弱者に対して、地上デジタル放送受信支援が実施されています。その内容について概略説明します。対象者は（１）生活保護などの公的扶助を受けている世帯、（２）障がい者がいる世帯で、かつ世帯全員が市町村民税非課税措置を受けている世帯、（３）社会福祉事業施設に入所されていて、自らテレビを持ち込んでいる世帯。支援内容は、簡単なチューナー１台を無償で給付します。テレビは給付されません。そしてアンテナ工事などが必要な場合は、その支援を行います。申し込み期間は平成２２年４月１９日から７月２日（当日消印有効）です。今ほとんどの家庭でテレビは必需品です。テレビがない暮らしは考えられない状態です。今回の地上波テレビデジタル化は一般の家庭にとっても大きな負担ですが、住民税非課税世帯等経済的弱者にとってはさらに重い負担になっています。本町としても国の支援策が利用できる住民の方全員に行き渡るように援助されておられることと存じます。

そこで本町に実態をお伺いします。１、地上デジタル放送支援の対象者は何世帯ですか。２、これまでに、既にデジタル化に対応された世帯は何世帯ですか。３、申込期限７月２日までに日数はわずかです。どのような手順で対応されますか。

町がお金を出さなくてもいい国の支援策を活用して、地上波デジタル放送対策を充実させ、住民に満足していただけるよう的確な対応を求めるものです。

再質問は自席で行います。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

（住民福祉部長 松田 明君 登壇）

○住民福祉部長（松田 明君） ３番、森議員の一般質問にお答えいたします。

地上波テレビデジタル化の対応について、１点目の地上デジタル放送支援の対象者は何世帯ですかについてのご質問ですが、生活保護などの公的扶助を受けられている在宅世帯は１４４世帯、障がい者がおられて、かつ世帯全員が町民税非課税の措置を受けている世帯、社会福祉事業施設に入所され、自らテレビを持ち込んでいる世帯は本町では把握しておりません。

２点目の、これまでに既にデジタル化に対応された世帯は何世帯ですかについてのご質問ですが、NHKの放送受信料が全額免除世帯に地デジチューナーを無償給付の申請が現在１０１件あったと報告を受けております。



3点目の、申込期限7月2日まで日数はわずかです、どのような手順で対応されますかの質問ですが、本町では平成21年11月広報及び健康福祉課窓口でチラシを置き、また平成22年1月の自治連合会主催の町政報告会で地上デジタル放送支援のお知らせを行っております。

申し込み手順は、町役場及びNHKの窓口に設置している申込書にNHKから全額免除証明書を同封して、平成22年7月2日消印有効で総務省地デジチューナー支援実施センターへ送付すると、無償給付を受けられます。

以上、答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） 答弁ありがとうございました。

1についての支援の対象者は何世帯かという質問には把握されていないというお答えでしたので、果たして把握しようと努力されてきたのかという、その姿勢が問われます。生活保護世帯は144世帯とのことですが、この世帯の方とは毎月お会いできていますね。その際この支援の内容を生活保護世帯の方にお知らせをしておられたのかどうかということをお答えください。

申込期間が7月2日までということについては、平成21年11月の広報で知らせたということですが、平成22年4月19日から7月2日までという期限は明記されておられましたか。その広報の中に明記されておられましたかということ、そして広報に書いたとか、チラシを置いたなどだけではあまりにも事務的で不親切ではなかったのでしょうかと私は思います。

7月24日アナログ放送終了間近になると申し込みが殺到するということが予想されて、改修工事が間に合わなくなるので早めの申し込みをしてくださいというふうに呼びかけられています。7月2日までの対応は受けられる手順だけを示されましたが、果たしてこれだけで町からテレビ難民を出さずに済むのでしょうか。地デジ放送へは1カ月前倒しにされる可能性もあるやもという新聞報道もありました。どうか町民に対してきめ細かな、温かい支援の姿勢を求めるものです。質問も含めて以上、お答えください。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） ご質問にお答えいたします。

1点目の生活保護の144世帯につきましては工事完了も行き、申し込みもあると聞いてますけども、一件一件私のほうから説明することはしておりません。これは中和のほうですべて把握し、個人が申請するものでありますので、行政としては生活保護世帯については受け付けますけども、報告はしておりません。

それと社会福祉事業施設とか、そういうところについては持ち込みのテレビがどれぐらいあるかというのは現在把握しておりません。今後調べるのであれば、各施設に役場のほうから調査することは可能ですけども、果たしてそこまでしていいのか、個人のあれもございまして、それは今のところは考えておりません。

そして広報でございます。広報につきましては、2009年の11月広報ではその日数は入れておりません。ただ、NHK受信全額免除の世帯に地上デジタル放送受信のチューナーを無償給付をしますという一面はすべて載せておるところでございます。

それと今後その期間でございますけども、期間につきましては7月2日以降締め切るということで、あと平成22年度の予算がもう決まっておりますので、それ以降についてはちょっと把握しておらない状態でございます。

そして個人の方への広報なりにつきましては、身体障がい者の方が窓口に来られましたら十分この説明は窓口で対応してるところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 3番、森議員。

○3番（森 良子君） はい、ありがとうございます。

社会福祉事業施設のある事務局長さんもこういう期限が、4月19日から7月2日までという期限があるということは知らなかったというふうにおっしゃっておいりました。生活保護などの公的扶助を受けている世帯の中には、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入居者に対する療養、もしくは親族に対する援護を受けている世帯というのも含めます。もう1つは中国残留邦人などの円滑な帰国の推進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている世帯というのも含めます。また社会福祉事業施設などに入居されてる方も、すごく台数は少数ではありますが、持ち込まれている方もおられます。今後7月2日までに町としたらもっときめ細かい支援の援助をされていくように強く求めます。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（松本宗弘君） 答弁よろしいですか。（「はい」と森議員呼ぶ）

以上をもちまして3番、森議員の質問を打ち切ります。

これをもちまして一般質問を打ち切ります。

---

---

総括質疑（報第5号から議第33号までの15議案について）

○議長（松本宗弘君） 続きますして今期定例会に一括上程いたしました報第5号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告より、議第33号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更についてまでの15議案について、去る7日に行われました町長の提案理由の説明に対し総括質疑を許します。質疑ありませんか。

6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 議長の許可をいただきましたので、総括質疑に参加をしたいと思います。

まず報第9号、和解についての専決処分の報告について質問いたします。

田原本町では個人情報情報の漏洩や公金流用、ごみ袋の窃取など、不祥事が起こりました。とりわけ町指定のごみ袋を町の職員が窃取するという予想外の不祥事に、町民の多くの方々から「あの問題はどうなったのか」という問い合わせを多くいただいております。今回この問題についての和解の承認に当たり、質問をいたします。細部については委員会等で審議されるものと考えますので、基本的な事項について質問をしたいと思います。

1点目に、綱紀の粛正のこれまでの取り組みについて質問いたします。

これまで議会での討論の中で内部告発の制度の創設など、再発防止に向けて取り組むことなどを表明されておられますけれども、事件以降これまでに綱紀粛正に向けて取り組まれた内容をご報告をいただきたいと思っております。

次に、ごみ袋をはじめ田原本町が町民の皆様からの税金で購入された公有財産、例えば公用車、土地、または公金、あるいは保存期間が決められてる公文書などの管理をどのようにしておいでになるのか、その管理体制についてお答えをいただき

たいと思います。また一般常識的に考えて、納入された物品の在庫管理をきちんと行えば、このような問題は起こらないのではないかと考えますが、今回のごみ袋の事件に関して、再発防止のためにとられた具体的な対策についてお聞きしたいと思います。

最後に、確かに新聞報道では窃取されたごみ袋は50箱余りと報道されていたように記憶いたしますが、和解の36箱の残り分はどのようになったのでしょうか。町民の皆様にご説明をいただきたいと思います。

次に議第29号から31号、公共下水道事業の工事請負契約締結についてと、議第32号、耐震補強等工事請負契約締結について質問いたします。

この4件の予定価格に対する入札落札率、応札された業者の数、無効の業者の数、それから辞退された業者の数、失格の業者の数を、それぞれ明らかにされたいと思います。

以上。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） それでは、まず和解に関しましての1番目の綱紀肅正について事件後どのような取り組みをされたかと、こういうご質問でございますけれども、まず再発防止に向けましては全職員に対しまして職員の倫理観、疑惑や不信を招く行為の防止のための職員の研修会の実施をさせていただいております。そしてそういう部分の会計規則に基づき我々仕事を行っておりますけれども、各部署の公金、官物管理改善の徹底した指示を行って、会計規則にのっとり事務を進めるといふ、再度の認識をいたしたものでございます。そしてまた毎月の部課長会におきまして服務規律の遵守につきまして、管理職の皆さん方に管下職員に徹底を図っていただいております。そういうことを踏まえまして、平成22年度におきましても危機管理を含め町民サービスの向上を目指しまして、職員の意識を高める研修会の実施を予定をいたしております。また併せまして、県等の計画いたします研修会にも積極的に参加をして参りたいと、このように考えております。そしてまた管理体制の充実、そして信頼回復に向けて全力で取り組んで参る所存でございます。

そして公有財産、公文書等の管理体制でございますけれども、これにつきましては公有財産につきましては財政状況の公表に関する条例の規定に基づきまして、年

に2回予算決算、そして財産の財政状況等を議会に報告し、公表をいたしておるものでございます。9月議会にはまたこの財政個表等をお示しをすると、こういう形で毎年行っております。そして公文書の管理につきましては、田原本町の文書管理規程によりまして管理をいたしておりますけれども、より管理を徹底するために職員の休日登庁した職員の出退勤の記載、そして役場閉庁時の事務所内への立ち入りを防ぐためのシャッターで遮断をいたしております。また文書書庫等の鍵のかかる部分につきましては、徹底して施錠するという形で現在取り組みをいたしております。町民の皆様方には大変ご迷惑をおかけすると思っておりますけれども、役場庁舎への入口は西側の通路1本となっておりますので、自動交付機のみへの出入りしかできないという状況で管理をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（石本孝男君） 議第29号から32号にかかります入札落札率等でございますが、順次申し上げますのでよろしくをお願いします。

まず公共下水道事業22-1号につきましては、落札率は83.2%でございます。指名業者数10社、応札業者数8社、2社が辞退しております。応札業者のうち4社が無効業者となっております。失格はございません。

次に22-2号でございますが、落札率は83.2%、指名業者10社、応札業者は8社、うち2社が辞退しております。応札した8社のうち1社が無効となっております。失格業者はございません。

次に22-3号につきましては、落札率が82.6%、指名業者10社、全社が応札しております。無効業者は4社ございました。失格はございません。

最後に田原本小学校の耐震工事でございますが、落札率は88.2%、指名業者は9社、応札業者は7社、2社が辞退しております。無効業者はございませんでしたが、失格業者が1社ございました。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 6番、西川議員。

○6番（西川六男君） 一番最後に聞きましたけれども、たしかごみ袋が50箱余りが不足したと。そのうちの36箱で和解されたと聞いておりますが、その残りはど

うなったのかあわせて答弁いただきたいと思います。

それからもう1点、町長にこの入札の問題についてお聞きをしたいと思っております。これまで寺田町長が取り組んでこられました入札の改革、郵便入札の実施など、これは私は大変前向きであると評価をしております。5,000万円以上の入札につきましては公明性、競争性が発揮されまして、いわゆる今までよく指摘されました談合や談合の疑惑とか、全国的にもよく言われました首長さんやあるいは議員の関与など、私は一切なかったというふうに理解をしており、厳正に実施されているように思っております。町長は本町の最近の入札の実態についてどのようにお考えになっておられるのか、どのように見ておられるのか町長のご所見をお伺いしたいのと、さらに今後、入札制度の改善についてどのようにお考えになっておられるのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（松本宗弘君） 町長。

○町長（寺田典弘君） はい、ありがとうございます。就任以来入札への改革については取り組んできたつもりでございます。ご承知のように郵便入札を実施いたしてきたところでありますし、今現在時代の流れとともに談合というのがなくなっているというふうに私は認識をさせていただいております。それと今後についてでございますが、今年度からではございますけれども、今までは一企業一業種に限らせていただいております土木、建設、建築業に対しまして、すべての業種に対して門戸を開かせていただいて、要するに分母を広げて指名をさせていただけるようにしたところでございます。そうすることによって分母が広がるということでもありますので、より一層談合等の防止につながれると私は確信をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（平井洋一君） それではご質問にお答えさせていただきます。

まず順序立てて、20箱についてどのような形の中で、残った分についてはどうしたかというお話でございますけれども。まず3月末に相手方の弁護士のほうから本窃盗事件にかかる刑事裁判のため、早期の和解により被害額を弁償し、示談にした

い旨の申し入れがございました。その被害額は30箱での和解の内容でございました。しかし本町の被害額というのはあくまでも56箱、2万8,000枚、金額にいたしまして単価45円で126万円ございました。これにつきまして本町の顧問弁護士の方に、この56箱で請求できないかということでご相談申し上げました。顧問弁護士は相手方に被害弁償を給付請求するに当たり、算定の根拠となるのはあくまでも相手方の刑事記録にある捜査結果の範囲内であるということでございました。このため相手方2人の刑事記録を取り寄せまして、内容を精査いたしまして弁護士にも確認願った結果、最大限で36箱、1万8,000枚分、81万円でございます。今回和解に応じず民事で争ったとしても、その36箱以上の弁償は望めないという顧問弁護士の意見でございました。よって36箱で和解に応じる旨本町の顧問弁護士より相手方弁護士に申し入れをいたしまして、和解に応じたものでございます。残りの20箱についてでございますけれども、町によります調査、また警察による捜査におきましても不明ということでございます。どうにもできないというような形の不明ということで弁護士にも不明、そういう形の中で聞いてございます。そしてこの20箱の補填でございますけれども、被害に遭った残りの20箱、1万枚、約45万円になるわけでございますけれども、これにつきましては相手方の刑事記録からも不明であり、これ以上賠償を望めない状況であること、また関係職員に重過失がないことから賠償責任を問えないということ、また公務員としての社会的責任の立場、町民の皆様への説明責任を考え合わせた結果、この20箱の賠償責任について部課長会、課長級以上で組織する任意の団体でございますけれども、毎月会費を徴収してるわけでございます。これに諮りまして、町の管理下の中で起こった事件です。そしてその事件の重大性に鑑みまして、管理監督の立場にある部課長級全員で弁償する方法が望ましいという形でご了解をいただきまして、そういう結論に達しまして部課長会費のほうから補填を、弁償させていただいたということでございます。

以上でございます。（「結構です」と西川議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） ほかにありませんか。9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは今報第9号について質問ありましたので、その件から問わせていただきます。

この問題はもう答弁あったわけですけども、不明になった56箱がそのままこの犯人と言われる方々と言いますか、全部していたんならそれも納得できるんですけども。そこで心配なのは、この20箱はまた別の人が売ったんじゃないかというような心配をするわけですね。その点はどういうふうに調査されて、そういうことはない結論づけられたのか、そこをちょっとお伺いしたいんですけどね。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（平井洋一君） 町のほうに清掃工場、職員のほうにチラシと言いますか、回覧を回しまして、その中でごみ袋がなくなっていると、これに対しての情報提供を求めさせていただきました。そしてその中で、被告であります松本のほうから当時の課長のほうに連絡があったというのが1点ございます。そして、刑事事件という形の中で逮捕されるという形になりました。そして刑事事件の中で町として警察のほうに資料提供、調査的な形の中でいろいろ協力をさせていただきまして、一緒に協力をいたしまして、その中で36箱につきましては立証という形にはなりましたけれども、あとの部分については先ほど申しましたように不明という形でございますので、ご理解のほういただきたいと思います。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 申しわけないですけど、今私が聞いたことには全然答えておられないですね。やはりほかの職員の方がやってないという、信じられる中身を出してもらわないと、その職員にとっても不幸な話ですね、やってないのに疑いがかかるというのも。その辺はどこまで調査されたんですか。それとも全くされていないのかという、今の答弁でしたらなるんですけども。そこはどうなんですか。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（平井洋一君） 先ほども申しましたが、お尋ねということで職員に回覧を回し、その中でそうした形の一人ひとり問いただすという形まではいかないわけでございます、情報提供を求めたということでございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） あのね、それでは全然この不明の20箱について解明の努力をされてないとしたら私は受け取れないんですけども。それはこの松本君がしたのなら、それはそれで不明ということでもいいのかわかりませんが、そこはきっちり



してあげないと、働いてる人にとっても不幸ですよ、いつまでも疑いがかかっていると。町は今残ってる人は全く関係ないんだと、一生懸命働いているんだということ証明してあげないと、それこそ仕事には専念できないし。それは一人ひとり呼び出すことはできないとかおっしゃいますけど、それよりもみんなから疑いがかかっている状態でずっと放っておかれるほうが、職員にとっては大変不幸やと思うんですけども。それはやってないんですよ。これからやるつもりもないんですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部長。

○総務部長（中島昭司君） 平井部長が申しましたように、説明もございました56箱という部分での町は被害届を出させていただきました。そして最終的に捜査、調査をしていただきまして36箱というのが賠償される限度だと、こういうことで弁護士からの和解勧告がございましたので、それに町として判断して20箱分につきましては残りは管理監督にある者が弁償するという形で決着を見ていると、私どもは考えておるわけでございます。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） ちょっと部長も総務部長も、常識的には考えられない発言をされてるのかなと思うんですよ。私が常識がないのか、どちらかの常識がないと思うんです。その点ではやはり本当にこういう犯罪を犯してない職員を守るということは、ちゃんと捜査をすることが大前提やと思いますし、調査した結果信頼できるということだと思うんですよ。その点では今のままで松本君が全部したということが判明してて、そのうちの36箱しかとても弁償できませんよってということだったらですね、それはどうするかということで今のような対応をしても、それは住民の皆さんも理解されるんだと思いますけども。20箱については全然わからないと、でもなくなったのは事実だと。何かわからんから部課長が責任とりましたということでは、ちょっと得心できる方は少ないかなと思います。その点はもう一度町として対応を考えていただきたいなと思います。これについて今日は答弁を求めませんが、私はこれが普通考えたらそうかなと思ってますので、検討願いたいなと、要望としておきます。

別の件に移ります。先ほどもありました議第29号、第30号、第31号について

でもう少し聞かせていただきます。

この入札ですね、先ほど参事のほうから83%前後ということで答弁があったと思います。これが高いのか、安いのかというたら、どうなのかなというのが人によって判断も変わると思うんですね。この前ちょっと議会報告として出された文書がありまして、そこには78.3%や83.1%等は高過ぎるのではないのかという疑問を投げかけておられる議会報告が出てました。それと比べたら、この率は高いんじゃないかと私は思うんですね。それで、これが高なくて、競争性が発揮されてるということをやはり証明していただきたいと思うわけです。その第一段階として、最低制限基準価格というのを町は決めておられると思いますね。設計価格決めて、予定価格決めて、最低制限基準価格を決めておられる。その最低基準価格をどういう基準で決めておられるのかと。特にこの最低基準価格と、今は予定価格に対してどれだけかというのはちょっとあれですね、基準ですけども。そこから聞きます。今、最低制限基準価格をどういう条件で決めておられるのかということをお答え願います。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（石本孝男君） 最低制限価格をどういう基準で定めているかという吉田議員のご質問でございますが、一般的に公共事業におきましては国、県もそうでございますが、低価格による受注が行われた場合の工事品質の確保に支障を及ぼすおそれがあることや、適切な労働環境の確保が危ぶまれる、また下請け業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不備などを懸念されることから、最低制限価格を採用されております。本町もこれに準じまして低入札価格、いわゆるダンピング受注によります工事品質の低下を防ぐことや、賃金、労働安全衛生面の適正な労働環境を確保することから、すべての建設工事におきまして最低制限価格制度を導入しております。算定方法につきましては、国土交通省が示しております算定方式に準じて行っております。一応最低制限価格というのはそういう基準で各種係数を掛けて設定しております。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 国土交通省の基準ということがどういうものかというのは、

また後で教えてほしいんですけども。今答弁の中で気になったのは、1つはすべての工事について決めてるとおっしゃいましたけど、それは本当ですか。それと、あと最低制限価格はもう3,000万円以上の工事についてはここ何年間か示されていますよね。これは最低制限基準価格じゃなかったけど、最低制限価格というのは出てました。例えば平成19年度、3年前になりますか、の田原本町の5,000万円以上の工事で私が調べましたらですね、予定価格に対する最低制限価格は、率ですよ、73.4%から74.1%という率で決められていました。ところが今出されてる最低制限基準価格、答弁はいただけませんでしたけども、83%台でされてるんじゃないかなと思うんです。その辺は10%も率が上がってると。ここはなぜ上がったんですか。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（石本孝男君） 今最低制限価格の国土交通省の算定基準方式についてのご質問も含めてお答えさせていただきたいと思いますが、一応最低制限基準価格に、ご承知のように入札のうちに一定の乗数を抽選により出しておりますので、その掛けた結果が最低制限価格になるわけでございます。入札前には設計金額と最低制限基準価格を事前に公表させてもらっておりますが、その最低制限基準価格の出し方は予定価格の、現行制度でございまして、10分の7から10分の9の範囲内で算定をしております。工事価格を構成しております直接工事費に0.95、共通仮設費に0.9、現場管理費に0.7、一般管理費に0.30をそれぞれ乗じたものの和に対しまして消費税を加算したものを最低制限価格という形で設定しております。

今吉田議員申されましたように、前は70数%台だったというご意見でございまして、国土交通省においても毎年この計算式を見直しております。当町のこの式を採用しましたのは本年4月1日からでございまして、前年度までは工事予定価格の3分の2から85%の範囲、先ほど申しました現場管理費に0.7を乗ずるという計算式につきましては、従前は現場管理費に対しまして0.6を乗ずるというふうな計算式になっておりました。その1つの要因としましては、現下の低迷する経済状況や公共事業の減少等によります建設業界を取り巻く厳しい経営環境を考慮されたようで、算定方式につきましては国土交通省のほうで今申しましたような形で改

善された結果だと思えます。ですから先ほど申されました平成19年度の70数%中段と、今回の80%強の違いが出てると考えるところでございます。

以上です。（「すべての工事というのは」と吉田議員呼ぶ）

失礼しました。工事請負関係、全工事について最低制限価格を適用しております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 今現場管理費が60%から70%になっただけで、10%も上がるのかなっていうのは素朴な疑問なんです。それと、例えば東京都は直接工事費はそのままで、共通仮設費がそのままで、現場管理費が20%というような基準を設けておられるようですね。三重県では直接工事費はそのままで、共通仮設費が60%、現場管理費が30%、一般管理費が10%と、ですから各都道府県等では違うのかなと思うわけですね。その点では、このうちの現場管理費を60%から70%に10%上げただけで、全体が10%も上がるのかということにはならないんじゃないかなと思うんですよ。それをまず説明していただきたいのと、それと最低制限価格。最低制限基準価格は今参事がおっしゃったような形の計数を出してるんだと。それで次に最低制限価格を決めるのはどういうふうに決めておられるかという説明と、それとこの入札は競争性が本当に発揮されてるのかと、これについて答弁を求めます。

○議長（松本宗弘君） 総務部参事。

○総務部参事（石本孝男君） 各都道府県なり、自治体でいろいろな方式をとっておられる、それは各自治体の裁量ですので、どうかと思います。奈良県の場合におきまして、県の工事もただいま申しました方式の最低制限価格の算定方式をとっております。田原本町も国、県の算定に準じた形でやらせていただいております。

それから現場管理費を10%、従来の60%から70%に上げただけでという形で10%上がったかどうかということでございます。先ほど申しましたように、現在は予定価格の10分の7から10分の9の範囲内と、これは出し方によりましては、1つは予定価格の10分の7、それから予定価格の10分の9、それから今申しました計算式、3つで比較して最低制限価格を出しております。ちょっと先ほど申し忘れて、申しわけございませんが。なぜかと申しますと二次製品の工事内容におきます二次製品の量とかによって、単に現場管理費とかに計数を掛けても必ずし

も一定の計数にはなりません、工事内容によりまして。ですからその3つを比較して、10分の7から10分の9の間で決めると。前はそれが3分の2から85%の範囲で決めるということでしたので、3分の2ということは66%ですね、最低。今は70%でございますので、その辺の差が今の、10という数字になるかどうかわかりませんが、数字となってあらわれてるということでございます。

それから最低制限基準価格から最低制限価格への導き方でございますが、これは設計金額から予定価格への導き方と同じでございます、入札当日、入札立会人によりまして小数点第2位、第3位の数字を抽選していただく。すなわち0.940～0.969の間の計数、乗数を当日出していただくと。その率を設計金額ないし最低制限基準価格に乘じました結果が予定価格であり、最低制限価格になるということでございます。そういう形で算定しております。

それから今回の入札について競争性が十分に確保されているのかどうかということでございますが、今ご説明申しましたように、設計価格や最低制限基準価格を事前に公表しております。かつ一昨年までは3,000万円以上でございましたが、平成21年度からは2,500万円以上の工事について入札時に設計見積もり、入札書だけでなく、設計積算見積書も同時に出していただくと。その内容にも精査しながら入札を施行させてもらってるところでございます。また予定価格や最低制限価格が、先ほど申しましたように当日一定の乗率を設けることによって決めるということで、数字が不確定要素があると、また事前には到底わからないということで、入札過程の透明性や適正化を図っておりまして、今回議会に上程させていただきました4件の工事につきましては、価格競争の結果、先ほど西川議員にもご説明申し上げましたが、1社ないし4社が無効になったということで十分に競争性が発揮されているものと認識しているところでございます。

以上でございます。

○9番（吉田容工君） 確認ですけども、くじは0.940～0.969の間でくじをするんですね。（「はい、さようでございます」と石本総務部参事呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それではちょっと戻って、報第7号の質問をさせていただきます。

報第7号は田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分となっています。これは限度額を47万円から50万円に、12万円から13万円に上げるということです。この上げたことによって所得の多い人が増えるかなというイメージを持ちますけども、所得の低い人にも影響が出るんじゃないかと思うんですけども、その影響はございませんか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。今回の引き上げにつきましては、医療費の見込みが増嵩を伴う国保税の総額の増大に確実に向いている中で、既に負担感が重いと言われてる中間所得層については負担は求めておらないもので、高所得者についての観点からこの税率の限度額を改正したものでございます。低所得者については影響はございません。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） これについて、3月の予算委員会で大分私とやり合いましたよね。要するに医療費の限度額ですから、所得割だけじゃないですよ。資産割も影響しますよね。本当に高所得者だけで低所得者には影響出ないんですか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 税率の改正はいたしておりません。ただ、限度額だけを47万円から50万円の3万円の限度額を改正しただけでございますので、税率に関しては所得割、資産割、応益応能についてはそのままの状態になっておりますので、今の低所得者に関してはその点影響しないと考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） せっかく私、3月議会で一生懸命予算委員会で言ったつもりなんです。資料出していただきましたよね。所得155万円の人で医療費の47万円の限度額を超えてる人がありましたよね。あれは2,600円ほどだったと思いますけども。その人は影響しないんですか。47万円だから超えると、50万円にしたら増えるのと違いますか。同じ所得であっても固定資産税が多かったら、それによって限度額超えてる人っておられたでしょう。超えてる分は限度額超えてるから負担しませんよというやつが、それが今度は47万円から50万円に上がったから、負担増えるじゃないですか。それは違うんですか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 資産割の方については、一応今の制度では影響しないと考えております。ただ所得の多い方につきましては、おっしゃるように47万円以上の方については3万円の増額ということがありますので、その分については限度額を引き上げたものについては影響があると考えております。

低所得者の方については、全く私は影響しないと申し上げましたが、少しは影響するということを今ちょっと認識いたしまして。資産割とかそういう応能につきましては従来と同じ方法と考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 大変ショックを受けたのは、あの予算委員会で大分私は口を酸っぱくして申し上げてたことが通じてなかったというのは、非常にショックですね。その点ではやっぱり事実を見ていただきたいなという気がします。それでこの限度額引き上げによって、ちょうど国保の増収額はどのぐらいになりますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 基本の課税額につきましては24世帯、約483万5,284円、そして後期支援分につきましては43世帯、189万5,751円、合計673万1,035円の増額を見込んでおります。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 次、行かせてもらいます。報第8号、心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例について質問します。

まず療育手帳制度は県のほうが変わったということを聞かせていただいています。

どういうふうに変ったかということと、自立支援医療、育成医療、更生医療、精神通院医療について概略を説明してもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 説明いたします。療育手帳制度の変更につきましては、以前より奈良県では知的障がい者の障がい程度AとBの2段階で表示されておりましたが、事務の処理の安定化、敏速化を図る目的で平成22年6月からAをA1、A2、BをB1、B2という4段階に変更し、改正されたものでございます。この実現によりましてサービスの低下をするものではございませんので、以前と変

わりございません。ただ、Aの中には最重度と重度2カ所がありましたけど、この最重度をA1、重度をA2と。Bの中にも中度と軽度がありました、中度をB1、軽度をB2という形に変更するものでございます。

そして自立支援の医療の概要でございます。育成医療につきましては18歳未満の児童が身体に障がいのある児童または現存する疾患を放置すると将来障がいを残すと認められる児童につきまして治療できるものの必要な自立支援の医療費の給付を行うものでございます。また更生医療につきましては18歳以上の身体障害者手帳の保持者で、手術等によって障がいの程度を軽くしたり、撤去したり、障がいの進行を防ぐことが可能なものに自立支援の医療の給付を行うものでございます。

以上でございます。（「精神通院医療は」と吉田議員呼ぶ）

失礼しました。精神通院医療につきましては、通院による治療を継続的に必要とする軽度の状態、精神障がいを有する方にその通院医療にかかる自立支援医療の給付を行うものでございます。（「何%ですか」と吉田議員呼ぶ）

この方については10%の負担でございます。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） そしたら、実際に今回の心身障害者医療費助成の分で該当する分、療育手帳の方は精神通院医療、昔は5%でしたね。これが自立支援法で10%になりましたよね。これはこの制度が変わったらどうなるんですか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 精神通院医療の方につきましては10%を一応納めていただきますけども、役場のほうに申請していただければ償還をさせていただきます。（「全額」と吉田議員呼ぶ）

はい、全額。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） それでは議第24号、介護保険特別会計補正予算について伺います。今回市町村地域包括ケア推進事業というのをするために予算を取ることだと思っておりますけども、この市町村地域包括ケア推進事業というのはどのような事業かと説明をお願いします。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。



○住民福祉部長（松田 明君） お答えいたします。この事業は高齢者支援に対応するために、行政と地域が協働してかかわるための仕組みづくりをするものでございます。国の補助事業を活用したモデル事業として、平成22年から平成23年の2年間におきまして高齢者包括ケアの基礎づくりのための事業をし、高齢者支援の中心となるケアマネージャーの機能強化と地域支援の中心となる地域のニーズの把握、そして問題解決の進め方について見直して行うものでございます。平成22年度におきましては、モデル地区に対して核となる行政地域コーディネーターや関係機関の専門職員等のアドバイザー等の後方支援、またはボランティア育成を行う中で地域の問題解決を行って参りたいと思っておりますのでございます。そういう事業でございまして、よろしく願いいたします。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 地域コーディネーターとかアドバイザーを養成するということで、私というか一町民としたら、事業所がありますよと、介護がありますよと。役場へ言えばそういうコーディネーターなりアドバイザーの役割を果たしてくれるのかなと、普通思うんですね。実際にケアマネ会議とかは、役場が主導してやっておられますでしょう。その点ではこの地域コーディネーターがこのモデル事業でどうなるかはわかりませんが、本来なら役場が地域コーディネーターやアドバイザーの役割を果たしてもらえるのかなという気がしますけども。そのあたりはどういう兼ね合いになるのか教えてもらえますか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） 地域コーディネーターの役目を果たしている、この事業を実施する利点は何かということでございますけども、今後包括的な高齢者支援に向け、地域と行政が協働して問題解決に向けた取り組みを行うこととさせていただきます。長寿介護課の地域コーディネーターが地域の情報収集や情報の発信、あるいは地域の相談窓口役割として地域関係機関専門職への調整役とし、地域の問題解決に向けた高齢者支援体制の仕組みづくりをし、基盤となることができると私は考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 地域コーディネーターはケアマネさんを予定されてますよね。

ケアマネさんといったら、1件ケアプランをつくと大体1万円から1万3,000円の報酬がありますよね。1人当たり40件まで持てますから、40万円以上の月の収入がある方だと私は思ってるんです。この地域コーディネーターはこの予算では220万円でしたかね、200万円でしたかね、上げてありますよね。今自分の持ってる仕事をなげうって、地域コーディネーターになってくれという提案をされるのではないかなと思うんです。その点で、本当になり手があるのかなと心配してますが、その辺の見込みはどうですか。

○議長（松本宗弘君） 住民福祉部長。

○住民福祉部長（松田 明君） その件につきましては地域と調整をしながら、十分そのケアマネージャーの確保に向けて努力していきたいと考えております。

○議長（松本宗弘君） 9番、吉田議員。

○9番（吉田容工君） 最後になりますけど、議第33号について質問します。

これは奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合の組織を生駒市が脱退しますよと。まず生駒市が脱退して、本町に事務費等の負担が増えるのかという直接的な質問ですけども。それと本町はこの組織を脱退できるという時期は、見込みはいつなのかというのを答弁求めます。

○議長（松本宗弘君） 生活環境部長。

○生活環境部長（平井洋一君） はい、お答えします。生駒市が脱退して本町の負担が増えることはないのかということでございますけども、組合の市町村の負担金につきましては2年に1度見直すということで運用をされております。平成21年度、平成22年度は5,500万円でございます。生駒市の場合、残りの債権額が加入当時より少なく、平成21年度における負担金の額も2,000円ございました。そういうことで、全体の負担金の影響はないということで聞いております。

それから本町の脱退はいつ頃になるのかということでございますけれども、本町は平成33年9月が最終の償還の時期になっております。順調に償還がされますと、平成33年度になると考えております。

以上です。（「以上です」と吉田議員呼ぶ）

○議長（松本宗弘君） よろしいですか。（「はい」と吉田議員呼ぶ）

ほかに質疑ありませんか。ないようですので、これにて質疑を打ち切ります。

---

---

上程議案の委員会付託について

○議長（松本宗弘君） それでは一括上程をされております本議案につきましては、各所管の委員会におのをおの付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本宗弘君） ご異議なしと認めます。よって、各所管の委員会におのをおの付託をいたしまして、休会中に審査を願うことにいたします。

なお、委員会別の付託議案につきましては事務局長をもって朗読をさせます。

○議会事務局長（松井敦博君） それでは委員会別の付託議案につきまして説明させていただきます。

まず、報第5号、田原本町税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告、並びに報第6号、田原本町都市計画税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告につきましては総務文教常任委員会。

続きまして、報第7号、田原本町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告より議第24号、平成22年度田原本町介護保険特別会計補正予算（第1号）までの4議案につきましては厚生環境常任委員会。

続きまして、議第25号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例より議第28号、田原本町税条例の一部を改正する条例までの4議案につきましては総務文教常任委員会。

議第29号、公共下水道事業（公）第22-1号工事請負契約締結についてより議第31号、公共下水道事業（公）第22-3号工事請負契約締結についてまでの3議案につきましては産業建設常任委員会。

議第32号、田原本小学校002-1・001棟耐震補強等工事請負契約締結についてにつきましては総務文教常任委員会。

議第33号、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合を組織する市町村の数の減少及び奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合規約の変更につきましては厚生環境常任委員会。

以上でございます。

○議長（松本宗弘君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれにて散会いたします。ありがとうございました。

午後2時24分 散会